

# 「いわて県民情報交流センター」 指定管理者募集

## 参考資料

- 資料 1 いわて県民情報交流センター条例
- 資料 2 いわて県民情報交流センター条例施行規則
- 資料 3 いわて県民情報交流センター運営費
- 資料 4 光熱水費月別使用料
- 資料 5 有料貸出施設利用状況
- 資料 6 月別・施設別利用者数
- 資料 7 利用者等からの主な意見・要望
- 資料 8 主な光熱水費契約状況
- 資料 9 行政財産の目的外使用許可一覧表
- 資料 10 業務従事職員人数の目安
- 資料 11 インターネット放送関連主要機器
- 資料 12 休館日一覧
- 資料 13 岩手県ネーミングライツ事業実施要領
- 資料 14 災害時の収容避難場所としての指定について
- 資料 15 いわて県民情報交流センター（アイーナ）管理運営計画
- 資料 16 いわて県民情報交流センター（アイーナ）の指定管理業務に関する評価結果報告書(令和3年度業務)

○いわて県民情報交流センター条例

平成17年7月11日条例第53号

改正

- 平成17年10月11日条例第67号
- 平成18年3月28日条例第10号
- 平成20年7月11日条例第37号
- 平成23年3月16日条例第16号
- 平成26年3月28日条例第21号
- 平成31年3月26日条例第23号
- 令和5年3月28日条例第15号

いわて県民情報交流センター条例をここに公布する。

いわて県民情報交流センター条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 県民活動交流センター（第2条—第10条）
- 第3章 岩手県立視聴覚障がい者情報センター（第11条・第12条）
- 第4章 岩手県立図書館（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条—第17条）

附則

- 第1章 総則  
（趣旨）

第1条 この条例は、県民の文化活動等に関する情報の交流及び連携の場を提供し、地域文化の創造と発展に資するため、次に掲げる施設（以下「いわて県民情報交流センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 県民活動交流センター
  - (2) 岩手県立視聴覚障がい者情報センター
  - (3) 岩手県立図書館
- 第2章 県民活動交流センター  
（設置）

第2条 県民の文化活動等に関する交流及び連携を図るため、県民活動交流センターを次のとおり設置する。

名称	施設の内容	位置
県民活動交流センター	次に掲げるもののほか、県民の文化活動等に関する交流及び連携に関すること。	盛岡市
NPO活動交流センター	特定非営利活動、ボランティア活動その他の社会貢献活動に関する支援及び交流に関すること。	
国際交流センター	国際交流活動の支援及び国際交流に関する情報の提供に関すること。	
環境学習交流センター	環境に関する学習その他の活動に関する支援及び交流に関すること。	
青少年活動交流センター	青少年の健全な育成に関する活動の支援及び青少年の交流に関すること。	
男女共同参画センター	男女共同参画の推進に関する活動の支援及び情報の提供に関すること。	
高齢者活動交流プラザ	高齢者の社会的活動の支援及び高齢者の交流に関すること。	
子育てサポートセンター	子育ての支援及び子育てに関する情報の提供に関すること。	

（指定管理者による管理）

第3条 県民活動交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者は、この章の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県民活動交流センターの維持管理に関する業務（第16条の規定による指示を含む。）
  - (2) その他県民活動交流センターの利用の促進に関する業務
- （使用等の許可）

第5条 県民活動交流センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（知事が県民活動交流センターの管理を行う場合にあっては、知事。以下この章において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他県民活動交流センターの管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、県民活動交流センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第6条 県民活動交流センターにおいて、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

（使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項又は前条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第5条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは県民活動交流センターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分違反したとき。
- (2) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第5条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 県民活動交流センターの管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（利用料金）

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（知事が県民活動交流センターの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が県民活動交流センターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

（利用料金の免除）

第9条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第10条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第7条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

第3章 岩手県立視聴覚障がい者情報センター

（設置）

第11条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設を、次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	盛岡市

（準用）

第12条 第3条及び第4条の規定は、岩手県立視聴覚障がい者情報センターについて準用する。この場合において、同条中「この章の規定」とあるのは、「知事の定めるところ」と読み替えるものとする。

第4章 岩手県立図書館

（設置）

第13条 岩手県立図書館の設置については、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）第1条に定めるところによる。

（準用）

第14条 第3条及び第4条の規定は、岩手県立図書館について準用する。この場合において、第3条中「知事」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「この章の規定」とあるのは「教育委員会の定めるところ」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(行為の禁止)

第15条 いわて県民情報交流センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(損害賠償等)

第16条 いわて県民情報交流センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者(知事がいわて県民情報交流センターの管理を行う場合にあっては、知事)の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事(岩手県立図書館に係るものにあつては、教育委員会)が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年岩手県条例第36号)の規定による指定の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 県民活動交流センターに係る指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて利用料金を定めることができる。

4 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

(視聴覚障害者情報提供施設設置条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 視聴覚障害者情報提供施設設置条例(昭和39年岩手県条例第12号)
- (2) 国際交流プラザ条例(平成6年岩手県条例第49号)

(社会福祉施設管理委託条例の一部改正)

6 社会福祉施設管理委託条例(昭和47年岩手県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表視聴覚障害者情報提供施設の項を削る。

附 則(平成17年10月11日条例第67号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月11日条例第37号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第21号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第23号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

施設名	ホール 展示室1 展示室2 展示室3 会議室501 会議室601 会議室602 会議室603 会議室604 会議室605 和室606 和室607 和室608 調理実習室 世代間交流室 スタジオ・調整室 練習スタジオ 会議室701 会議室702 会議室703 シャワー室704 シャワー室705 シャワー室706 リハーサル室 ミーティングルーム707 ミーティングルーム708 控室709 控室710 控室711 控室712 控室713 会議室801(特別) 会議室802 会議室803 会議室804 会議室805 会議室806 会議室807 会議室808 会議室809(和室) 研修室810 研修室811 研修室812 研修室813 研修室814 研修室815 研修室816 研修室817 屋外広場 県民プラザ
-----	--

別表第2(第8条関係)

## 1 ホール

区分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上限額
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 14,010	円 23,720	円 29,110	円 39,880	円 56,060	円 68,990	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する場合には、1件又は1式1回につき17,750円の範囲内で知事が定める額 2 電気料 機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額
	その他の日	円 10,780	円 19,410	円 23,720	円 33,420	円 46,360	円 58,210	
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	円 20,480	円 33,420	円 42,040	円 56,060	円 78,700	円 98,090	
	その他の日	円 16,160	円 28,030	円 34,490	円 47,440	円 65,750	円 80,850	
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	円 26,950	円 43,110	円 54,980	円 73,310	円 101,340	円 126,120	
	その他の日	円 21,560	円 35,570	円 45,280	円 60,370	円 85,160	円 105,650	
3,000円以上5,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	円 35,570	円 58,210	円 73,310	円 98,090	円 135,830	円 169,250	
	その他の日	円 29,110	円 48,510	円 60,370	円 80,850	円 113,190	円 140,140	
5,000円以上入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	円 45,280	円 73,310	円 91,630	円 122,890	円 170,320	円 211,280	
	その他の日	円 36,650	円 60,370	円 75,460	円 101,340	円 142,300	円 175,710	

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

備考2 入場料の額に段階がある場合は、最高入場料の額によりこの表を適用する。

備考3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

備考4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の上限額と同額とする。

備考5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合、入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額の70パーセントに相当する額とする。

備考6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前からは9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の上限額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

備考7 この表により算出した利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

## 2 ホール以外の施設

区分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上限額
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
展示室1	入場料を徴収しない場合	円 970	円 1,400	円 2,050	円 2,370	円 3,450	円 4,740	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する場合には、1件又は1式1回につき6,290円の範囲内で知事が定める額 2 電気料 機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	円 1,510	円 2,160	円 3,010	円 3,660	円 5,280	円 7,110	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	円 2,050	円 2,910	円 4,100	円 4,960	円 7,110	円 9,490	
展示室2	入場料を徴収しない場合	円 2,260	円 3,340	円 4,630	円 5,610	円 7,970	円 10,570	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	円 3,450	円 4,960	円 6,890	円 8,410	円 11,850	円 15,850	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	円 4,630	円 6,690	円 9,270	円 11,320	円 15,950	円 21,340	
展示室3	入場料を徴収しない場合	円 2,910	円 4,210	円 5,930	円 7,110	円 10,140	円 13,580	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	円 4,310	円 6,470	円 8,840	円 10,780	円 15,310	円 20,370	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	円 5,930	円 8,620	円 11,850	円 14,550	円 20,480	円 27,270	
会議室501		円 6,790	円 9,160	円 12,930	円 16,490	円 22,100	円 28,890	
会議室601		円 970	円 1,400	円 1,940	円 2,580	円 3,340	円 4,530	
会議室602		円 2,700	円 3,560	円 5,180	円 6,580	円 8,740	円 11,640	
会議室603		円 860	円 1,080	円 1,620	円 2,160	円 2,800	円 3,880	
会議室604		円 860	円 1,080	円 1,620	円 2,160	円 2,800	円 3,880	
会議室605		円 1,300	円 1,620	円 2,370	円 3,010	円 3,990	円 5,390	
和室606		円 650	円 860	円 1,300	円 1,510	円 2,160	円 2,800	
和室607		円 650	円 860	円 1,300	円 1,510	円 2,160	円 2,800	
和室608		円 650	円 860	円 1,300	円 1,510	円 2,160	円 2,800	
調理実習室		円 6,890	円 9,370	円 13,150	円 16,930	円 22,530	円 29,430	
世代間交流室		円 11,750	円 15,740	円 21,990	円 28,250	円 37,730	円 49,480	
スタジオ・調整室		円 3,990	円 5,390	円 7,440	円 9,700	円 12,830	円 16,930	
練習スタジオ		円 860	円 1,300	円 1,730	円 2,260	円 3,010	円 3,990	
会議室701		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,190	円 10,780	円 14,330	
会議室702		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,190	円 10,780	円 14,330	
会議室703		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,190	円 10,780	円 14,330	
シャワー室704		円 430	円 650	円 970	円 1,400	円 2,160	円 2,800	
シャワー室705		円 430	円 650	円 970	円 1,400	円 2,160	円 2,800	
シャワー室706		円 430	円 650	円 970	円 1,400	円 2,160	円 2,800	
リハーサル室		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,090	円 10,780	円 14,230	
ミーティングルーム707		円 1,300	円 1,730	円 2,580	円 3,230	円 4,310	円 5,820	
ミーティングルーム708		円 750	円 970	円 1,400	円 1,940	円 2,370	円 3,340	
控室709		円 650	円 750	円 970	円 1,510	円 1,730	円 2,700	
控室710		円 2,260	円 3,010	円 3,660	円 5,490	円 6,690	円 9,810	
控室711		円 1,510	円 2,050	円 2,370	円 3,560	円 4,420	円 6,470	
控室712		円 750	円 970	円 1,300	円 1,940	円 2,260	円 3,340	
控室713		円 750	円 970	円 1,300	円 1,940	円 2,260	円 3,340	
会議室801(特別)		円 4,960	円 6,690	円 9,370	円 12,070	円 16,060	円 21,020	
会議室802		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,090	円 10,780	円 14,230	
会議室803		円 11,420	円 15,310	円 21,450	円 27,600	円 36,760	円 48,190	
会議室804		円 19,730	円 26,300	円 36,970	円 47,540	円 63,280	円 83,010	
会議室805		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
会議室806		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
会議室807		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
会議室808		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
会議室809(和室)		円 2,050	円 2,700	円 3,880	円 4,850	円 6,580	円 8,620	
研修室810		円 3,450	円 4,630	円 6,580	円 8,520	円 11,220	円 14,880	
研修室811		円 3,340	円 4,530	円 6,260	円 8,090	円 10,780	円 14,230	
研修室812		円 11,640	円 15,530	円 21,670	円 27,920	円 37,190	円 48,840	
研修室813		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
研修室814		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
研修室815		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
研修室816		円 1,510	円 2,050	円 2,910	円 3,880	円 4,960	円 6,690	
研修室817		円 2,050	円 2,700	円 3,880	円 4,850	円 6,580	円 8,620	
屋外広場		1時間につき1平方メートルまでごとに10円						
県民プラザ		1時間につき1平方メートルまでごとに10円						

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

備考2 入場料の額に段階がある場合は、最高入場料の額によりこの表を適用する。

備考3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合、展示室にあっては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の上限額と同額、それ以外の施設にあってはそれぞれの利用料金の上限額の3倍に相当する額とする。

備考4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の上限額の50パーセントに相当する額とする。

備考5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合、入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額の70パーセントに相当する額とする。

備考6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前からは9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の上限額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

備考7 この表により算出した利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

改正

- 平成19年3月16日規則第13号
- 平成20年7月11日規則第65号
- 平成23年11月15日規則第67号
- 平成26年3月28日規則第9号
- 平成29年7月7日規則第53号
- 平成31年3月26日規則第20号
- 令和5年3月28日規則第29号

いわて県民情報交流センター条例施行規則をここに公布する。

いわて県民情報交流センター条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 県民活動交流センター（第2条—第8条）
- 第3章 岩手県立視聴覚障がい者情報センター（第9条・第10条）
- 第4章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 県民活動交流センター

（休館日）

第2条 県民活動交流センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 県民活動交流センターの指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

（使用時間）

第3条 県民活動交流センターの使用時間は、9時から21時30分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

（許可の申請）

第4条 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（許可の条件）

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取廻り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 使用若しくは条例第6条第1項に規定する行為を終了したとき、又は条例第7条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で県民活動交流センター内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- (4) その他県民活動交流センターの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

（指定管理者による立入り）

第6条 指定管理者は、県民活動交流センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の県民活動交流センターの施設内に県民活動交流センターの管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

（附属の設備の利用料金の上限額）

第7条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（利用料金の免除及び還付の申請）

第8条 条例第9条又は第10条の規定により、使用料の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

第3章 岩手県立視聴覚障がい者情報センター

（休館日）

第9条 岩手県立視聴覚障がい者情報センター（以下「視聴覚障がい者情報センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 毎月末日（12月にあっては、28日）。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日、土曜日に当たるときはその前日（4月にあっては、その前々日）と、4月30日が月曜日に当たるときは4月27日とする。
- (3) 点検日（点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物の点検を行う毎年度末の約7日間をいう。）

2 視聴覚障がい者情報センターの指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

（開館時間）

第10条 視聴覚障がい者情報センターの開館時間は、9時から20時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

第4章 雑則

（損傷等の届出）

第11条 いわて県民情報交流センターを利用する者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月11日規則第65号抄）

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成23年11月15日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月7日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第20号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

区分		単位	利用料金の 上限額(1 回につき)	
附属 の設 備	照明設備	第1スポットライト	円 2,780	
		第2スポットライト	1式 3,570	
		第3スポットライト	1式 3,570	
		第4スポットライト	1式 3,570	
		第5スポットライト	1式 3,760	
		第6スポットライト	1式 1,590	
		第7スポットライト	1式 1,210	
		第8スポットライト	1式 1,210	
		カラーフィルター	1式 200	
		クセノンフオロースポットライト	1式 1,260	
		プロジェクタースポットライト	1式 220	
		ディスクマシーン	1式 370	
		スライドキャリアマスク	1式 120	
		ダブルマシン	1式 220	
		リニアエフェクト	1式 300	
		パターンアダプター	1式 40	
		ミラーボール(丸変速型)	1式 100	
		ミラーボール(楕円変速型)	1式 140	
		波エフェクト	1個 70	
		ステージスポットライト(1kw)	1個 230	
ステージスポットライト(0.5kw)	1個 200			
エリプソイドアルスポット	1式 60			
ストリップライト	1台 90			
スモークマシーン	1式 220			
ホール	映像設備	高輝度プロジェクター	1台 14,400	
		書画カメラ	1台 840	
		移動型液晶プロジェクター	1台 3,160	
		舞台設備	水引幕	1枚 610
			源氏幕	1対 380
			引割幕	1対 1,960
			袖幕	1枚 420
			一文字幕(高さ4,550mm)	1対 910
			一文字幕(高さ3,200mm)	1枚 650
			バック幕	1対 1,790
			タメ黒幕	1対 680
			平台	1台 160
			箱足	1個 10
			箱階段	1台 240
			電動昇降式演台	1台 1,110
			花台	1台 200
			司会者台	1式 910
			金びょうぶ	1双 2,540
			白びょうぶ	1双 2,540
			旗パネル	1枚 280
がすり 地 緋(幅18,000mm)	1枚 1,070			
がすり 地 緋(幅6,000mm)	1枚 220			
展示パネル	1式 1,150			
ホワイトボード	1台 60			
プログラムスタンド	1台 130			
パンチカーベット	1巻 270			
仮設ステージ	1式 940			
ミーティングチェア	1脚 20			
ピアノ	1台 14,630			
指揮者台	1台 150			
指揮者用譜面台	1台 70			
譜面台	1台 70			
その他の設備	同時通訳装置	1式 17,750		
	国際会議用テーブル	1式 14,090		
ホール以 外の施設	展示室	展示台(高さ850mm)	1台 140	
		展示台(高さ900mm)	1台 270	
		展示台(高さ1,050mm)	1台 330	
		展示台(高さ1,200mm)	1台 360	
		簡易式展示パネル(3連)	1台 330	
		簡易式展示パネル(4連)	1台 430	
		簡易式展示パネル(5連)	1台 530	
		昇降式自立パネル	1台 770	
		床面照明器具	1台 30	
		スポットライト	1台 20	
	可動カウンター	1台 80		
	椅子	1脚 20		
	スタジオ・ 調整室	ドラムセット	1式 730	
		ギターアンプセット	1式 740	
		ベースアンプセット	1式 640	
		電子ピアノ	1台 310	
		シンセサイザー	1台 260	
		譜面台	1台 10	
		丸椅子(楽器演奏用)	1脚 10	
		スピーカーパワーアンプセット	1式 950	
ダイナミックマイクロホン1		1本 60		
ダイナミックマイクロホン2		1本 30		
コンデンサーマイクロホン	1本 120			
マイクスタンド(ブーム式)	1台 50			
マイクスタンド	1台 50			
ステレオヘッドホン	1台 30			
リハーサ ル室	ピアノ	1台 5,420		
会議室 801(特 別)	固定型プロジェクター	1台 1,220		
	放送設備	1式 1,070		
会議室 803	ブルーレイディスクプレーヤー	1台 100		
	固定型プロジェクター	1台 1,220		
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台 100		

	会議室 804	固定型プロジェクター	1台	6,290
	研修室 812	固定型プロジェクター	1台	1,220
ホール・ホール以外の 施設共通		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	100
	簡易スピーカースystem	1台	230	
	放送設備	1式	1,460	
	コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテー プレコーダー	1台	130	
	発光ダイオードスポットライト	1台	300	
	ポータブルブルーレイディスクプレーヤー	1台	70	
	スクリーン	1台	150	
	パイプ組立式スクリーン	1式	550	
	移動型プロジェクター1	1台	700	
	移動型プロジェクター2	1台	360	
	書画カメラ1	1台	490	
	書画カメラ2	1台	280	
	プロジェクター・書画カメラ台	1台	170	
	ノートパソコン	1台	420	
	茶道具	1式	670	
	展示パネル	1枚	120	
	金びょうぶ	1双	750	
	リリウム	1枚	80	
	折り畳みテーブル	1台	20	
	スタッキングテーブル	1台	90	
ステージ	1台	610		
電気料		1kwまでご とに	160	

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したもとする。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。



## いわて県民情報交流センター 運営費

(単位：千円)

区分	項目	R1 (2019) ※ (決算額)	R2 (2020) (決算額)	R3 (2021) (決算額)	備考	
収 入	委託料	459,298	497,325	492,294	精算する経費分を含む	
	委託料 (利用料金減免補填額)	1,518	348	642		
	利用料金収入	136,491	84,750	92,421		
	収入合計	597,307	582,423	585,357		
支 出	運営業務費	本施設全体	22,664	25,141	24,525	統括業務、企画運営、広報業務、受付業務等
		貸出業務	675	1,748	1,562	
		小計	23,339	26,889	26,087	
	維持管理業務費	建築物保守管理	5,769	5,768	5,760	建築物保守管理、アート保守管理等
		建築設備保守管理	55,767	57,096	54,290	設備日常管理、設備定期点検等
		外構施設	330	330	396	
		清掃	11,552	12,378	11,630	日常清掃、定期清掃等
		警備	5,196	4,947	5,168	
		環境衛生	462	462	462	
		備品・什器等管理	482	134	68	
		駐車場管理	260	248	248	
	小計	79,818	81,363	78,022		
	事務費等	消耗品費	6,944	6,301	6,358	
		保険料	3,035	2,927	2,927	
共通経費		4,030	4,453	4,453		
小計		14,009	13,681	13,738		
運営・維持管理費合計		117,166	121,933	117,847		
精算する経費	光熱水費	光熱水費支払額 (A)	237,463	235,232	227,148	
		貸室電気料金徴収額 (B)	2,097	960	1,168	
		光熱水費 (A-B)	235,366	234,272	225,980	
	修繕費	9,295	8,813	9,242		
精算する経費合計		244,661	243,085	235,222		
総合計		361,827	365,018	353,069		

## アイーナ光熱水月別使用量状況（2019年度～2022年度）

項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
冷水	使用量 (MJ)	2019	164,950	166,100	633,930	876,490	1,476,920	1,908,970	1,207,350	609,650	223,390	120,460	12,680	112,920		7,513,810
		2020	149,300	158,530	327,630	862,050	1,099,500	1,811,800	1,179,730	516,580	262,140	100,550	92,800	102,130		6,662,740
		2021	150,050	199,650	376,890	840,410	1,588,850	1,651,520	787,260	441,540	212,250	42,210	0	0		6,290,630
		2022	70,580	148,700	395,140	82,167	1,669,980	1,730,030	1,156,320	445,220	220,220	66,360	0	0		5,984,717
	平均(2019-2022)	123,310	168,960	366,553	594,876	1,452,777	1,731,117	1,041,103	467,780	231,537	69,707	92,800	102,130		6,312,696	
温水	使用量 (MJ)	2019	1,028,610	500,840	247,480	63,950	14,550	12,710	46,540	171,290	598,790	1,118,460	1,427,340	1,151,300		6,381,860
		2020	993,530	586,240	286,860	159,880	85,490	65,720	97,560	300,430	620,510	1,079,200	1,587,580	1,396,440		7,259,440
		2021	1,110,570	444,520	139,010	22,950	33,490	87,050	87,080	159,960	519,320	958,630	1,514,260	1,303,950		6,380,790
		2022	1,106,070	320,320	76,380	109,590	63,680	72,910	70,170	187,720	487,160	1,050,180	1,417,190	1,241,050		6,202,420
	平均(2019-2022)	1,070,057	450,360	167,417	97,473	60,887	75,227	84,937	216,037	542,330	1,029,337	1,506,343	1,313,813		6,614,217	
電気	使用量 (kwh)	2019	373,260	323,670	329,460	352,670	370,960	358,980	350,380	345,060	364,370	370,200	366,920	356,530		4,262,460
		2020	338,320	274,990	260,780	301,180	336,490	334,940	326,270	321,490	334,950	362,110	415,210	388,910		3,995,640
		2021	378,980	319,880	305,600	316,120	337,830	317,500	300,550	334,220	329,370	387,110	400,620	368,350		4,096,130
		2022	374,000	318,420	312,110	318,900	350,580	340,200	337,980	334,620	337,280	381,200	393,140	363,850		4,162,280
	平均(2019-2022)	363,767	304,430	292,830	312,067	341,633	330,880	321,600	330,110	333,867	376,807	402,990	373,703		4,084,683	
外灯 電気	使用量 (kwh)	2019	48	52	40	42	47	47	52	63	55	64	51	48		609
		2020	54	49	42	53	53	55	68	66	68	75	57	58		698
		2021	63	58	51	54	51	58	67	69	76	69	59	54		729
		2022	65	59	55	49	52	65	61	71	74	72	60	56		739
	平均(2019-2022)	61	55	49	52	52	59	65	69	73	72	59	56		722	
外灯 電気 (融雪)	使用量 (kwh)	2019	2,683	0	0	0					352	8,862	10,199	6,923		29,019
		2020	1,747								230	14,264	12,797	8,049		37,087
		2021	741								1,029	7,720	7,756	9,167		26,413
		2022	3,390								389	7,756	8,108	6,744		26,387
	平均(2019-2022)	1,959								549	9,913	9,554	7,987		29,962	
水	使用量 (m <sup>3</sup> )	2019	819	739	676	582	361	399	585	734	791	915	913	989		8,503
		2,020	819	739	676	582	399	585	734	915	913	989	768	810		8,929
		2,021	909	867	767	637	418	439	738	755	811	1,010	902	928		9,181
	平均(2019-2021)	849	782	706	600	393	474	686	801	838	971	861	909		8,871	
ガス	使用量 (m <sup>3</sup> )	2019	179	129	129	134	127	122	127	162	174	150	195	171		1,799
		2020	162	143	115	118	123	121	133	158	163	146	182	159		1,723
		2021	156	139	130	124	116	119	120	149	170	148	181	166		1,718
		2022	161	132	132	132	127	125								809
	平均(2019-2022)	160	138	126	125	122	122	127	154	167	147	182	163		1,417	
井水・雨 水・下水道	使用量 (m <sup>3</sup> )	2019		1,727	1,577	1,913	1,874	1,799	1,856	1,734	1,965	1,745	1,574	1,869	1,442	21,075
		2,020		1,310	1,037	1,280	1,558	1,585	1,451	1,378	1,175	1,289	1,372	1,538	1,410	16,383
		2,021		1,463	1,322	1,414	1,385	1,491	1,236	1,360	1,639	1,576	1,420	1,507	1,274	17,087
	平均(2019-2021)		1,500	1,312	1,536	1,606	1,625	1,514	1,491	1,593	1,537	1,455	1,638	1,375		18,182

項目		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
冷熱	料金	2019	11,157,827	8,478,768	8,951,616	8,953,946	10,844,477	12,361,741	10,041,371	8,511,220	9,306,236	11,399,752	12,476,468	11,528,325		124,011,747
		2020	10,911,197	9,013,435	8,202,327	9,522,624	10,024,048	12,492,462	10,369,859	8,946,315	9,548,594	11,142,004	13,524,357	12,651,722		126,348,944
		2021	11,468,781	8,489,449	7,678,558	8,795,600	11,537,708	12,017,060	8,908,460	8,010,428	8,889,398	10,360,533	12,842,945	11,845,865		120,844,785
	3か年平均	11,179,268	8,660,551	8,277,500	9,090,723	10,802,078	12,290,421	9,773,230	8,489,321	9,248,076	10,967,430	12,947,923	12,008,637		123,735,159	
電気	料金	2019	8,597,785	7,724,553	7,767,259	8,086,092	8,736,044	8,457,234	8,245,321	7,897,039	8,177,210	8,224,668	8,147,684	7,950,258		98,011,147
		2020	7,668,550	6,587,387	6,375,382	6,980,499	7,791,160	7,672,235	7,397,002	6,869,516	6,958,952	7,250,745	7,909,562	7,564,131		87,025,121
		2021	7,494,999	6,805,214	6,853,116	7,097,220	7,826,407	7,524,417	7,361,494	7,737,629	7,814,009	8,933,517	9,360,167	9,155,134		93,963,323
	3か年平均	7,920,445	7,039,051	6,998,586	7,387,937	8,117,870	7,884,629	7,667,939	7,501,395	7,650,057	8,136,310	8,472,471	8,223,174		92,999,864	
外灯電気	料金	2019	1,360	1,437	1,174	1,212	1,312	1,302	1,398	1,647	1,473	1,655	1,381	1,319		16,670
		2020	1,443	1,341	1,194	1,409	1,394	1,410	1,636	1,577	1,598	1,717	1,385	1,414		17,518
		2021	1,531	1,483	1,359	1,432	1,375	1,541	1,759	1,835	2,020	1,899	1,732	1,658		19,624
	3か年平均	1,445	1,420	1,242	1,351	1,360	1,418	1,598	1,686	1,697	1,757	1,499	1,464		17,937	
外灯電気(融雪)	料金	2,019	73,292	0	0	0	0	0	0	0	13,523	268,807	301,926	215,031		872,579
		2,020	47,112								8,300	375,486	341,429	228,371		1,000,698
		2,021	20,399								34,455	255,232	264,061	309,869		884,016
	3か年平均	46,934								18,759	299,842	302,472	251,090		919,098	
水	料金	2019	533,241	485,217	490,437	329,139	286,857	262,323	368,289	410,403	527,443	532,763	502,439	531,699		5,260,250
		2020	474,243	431,683	398,167	348,159	186,917	207,133	349,755	429,023	459,347	525,315	524,251	564,683		4,898,676
		2021	522,123	499,779	446,579	377,419	260,911	272,083	431,151	440,195	469,987	575,305	518,399	532,231		5,346,162
	3か年平均	509,869	472,226	445,061	351,572	244,895	247,180	383,065	426,540	485,592	544,461	515,030	542,871		5,168,363	
電話	料金	2019	107,776	107,070	103,871	106,439	109,864	102,370	108,024	117,037	109,116	104,564	106,737	111,042		1,293,910
		2020	111,691	117,230	109,746	117,558	111,164	104,414	106,365	110,802	104,769	100,341	100,309	97,205		1,291,594
		2021	108,207	101,111	100,988	104,122	103,809	111,365	110,232	110,283	99,586	96,143	103,812	101,580		1,251,238
	3か年平均	109,225	108,470	104,868	109,373	108,279	106,050	108,207	112,707	104,490	100,349	103,619	103,276		1,278,914	
ガス	料金	2019	33,564	24,114	23,897	24,756	23,578	22,510	23,184	29,382	31,144	26,871	34,624	30,858		328,482
		2020	29,572	26,360	21,423	21,920	22,747	22,150	23,730	27,169	27,261	24,191	29,985	26,788		303,296
		2021	26,964	24,762	23,381	22,344	20,803	21,678	22,262	27,785	32,003	28,544	36,246	34,549		321,321
	3か年平均	30,033	25,079	22,900	23,007	22,376	22,113	23,059	28,112	30,136	26,535	33,618	30,732		317,700	
井水・雨水・下水道	料金	2019		429,264	391,464	476,136	466,308	447,408	461,772	431,028	498,925	442,385	398,438	474,253	364,514	5,281,895
		2020		330,590	260,429	322,880	394,326	401,265	366,827	348,066	295,895	325,193	346,524	389,186	356,290	4,137,471
		2021		429,264	391,464	476,136	1,296,864	466,308	447,408	461,772	1,375,488	431,028	498,925	442,385	1,372,338	8,089,380
	3か年平均		369,911	333,674	357,318	349,865	377,107	311,572	343,440	415,143	398,952	358,860	381,219	321,338	5,836,249	
NHK受信料	料金	2019		197,796												197,796
		2020		197,796												197,796
		2021		189,582												189,582
	3か年平均		195,058												195,058	
月計	料金	2019	20,504,845	17,448,219	17,729,718	17,977,720	20,468,440	21,654,888	19,249,359	17,397,756	18,665,070	21,001,465	21,969,697	20,842,785	364,514	235,274,476
		2020	19,243,808	16,705,822	15,368,668	17,315,049	18,531,756	20,901,069	18,615,174	16,732,468	17,404,716	19,744,992	22,777,802	21,523,500	356,290	225,221,114
		2021	19,643,004	16,540,644	15,495,445	16,874,273	21,047,877	20,414,452	17,282,766	16,789,927	18,716,946	20,682,201	23,626,287	22,423,271	1,372,338	230,909,431
	3か年平均	19,797,219	16,898,228	16,197,944	17,389,014	20,016,024	20,990,136	18,382,433	16,973,384	18,262,244	20,476,219	22,791,262	21,596,519	697,714	230,468,340	



平成31年度 いわて県民情報交流センター 月別・各施設別利用者数

(単位:人、%)

施設名	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	計	備考
盛岡運転免許センター	8,366	7,991	8,153	24,510	8,834	8,524	8,755	26,113	8,333	7,901	8,349	24,583	9,138	8,375	11,210	28,723	103,929	
岩手県パスポートセンター	1,432	1,418	1,292	4,142	1,982	1,848	1,524	5,354	1,674	1,368	1,756	4,798	1,896	892	566	3,354	17,648	申請数×2で算定
ファブテラスいわて	78	73	100	251	83	72	71	226	194	69	71	334	98	102	108	308	1,119	
岩手県立図書館	30,850	29,789	36,163	96,802	33,933	40,152	36,625	110,710	30,128	35,161	28,653	93,942	33,067	34,877	22,033	89,977	391,431	
岩手県立視聴覚障がい者情報セン	2,707	2,544	2,790	8,041	2,642	2,466	2,634	7,742	3,105	3,070	2,450	8,625	2,357	2,712	2,012	7,081	31,489	
県民活動交流センター	25,144	30,140	39,324	94,608	32,356	31,488	36,021	99,865	44,461	40,260	27,514	112,235	26,638	30,717	24,124	81,479	388,187	
団体活動室	1,267	1,361	1,442	4,070	1,548	1,190	1,277	4,015	3,220	2,737	1,270	7,227	1,090	1,260	828	3,178	18,490	
フリースペース	5,232	5,853	7,245	18,330	6,496	6,577	7,728	20,801	7,707	7,716	5,100	20,523	6,380	7,958	6,104	20,442	80,096	
NPO活動交流センター	14	22	18	54	20	21	16	57	10	15	9	34	9	13	16	38	183	相談件数
国際交流センター	12,573	14,979	17,015	44,567	15,507	14,924	15,966	46,397	14,837	18,127	11,311	44,275	12,675	15,255	9,351	37,281	172,520	センター内有料施設利用者含む
環境学習交流センター	2,316	4,253	7,637	14,206	3,766	4,153	6,483	14,402	4,088	3,444	4,787	12,319	2,239	2,180	4,443	8,862	49,789	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
青少年活動交流センター	919	1,013	1,089	3,021	1,255	1,108	1,109	3,472	10,492	4,142	1,212	15,846	868	961	1,196	3,025	25,364	
男女共同参画センター	459	493	2,024	2,976	957	598	742	2,297	1,505	1,539	1,167	4,211	694	644	879	2,217	11,701	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
高齢者活動交流プラザ	609	437	618	1,664	608	519	677	1,804	631	596	704	1,931	491	577	305	1,373	6,772	アイーナの会議室等を利用した高齢者団体を含む
子育てサポートセンター	1,755	1,729	2,236	5,720	2,199	2,398	2,023	6,620	1,971	1,944	1,954	5,869	2,192	1,869	1,002	5,063	23,272	来館相談件数を含む
岩手県立大学アイーナキャンパス	1,245	1,217	1,753	4,215	1,579	1,507	2,840	5,926	1,671	1,782	1,804	5,257	1,419	1,863	732	4,014	19,412	
貸出施設(ホール、会議室等)	1,261	1,304	1,463	4,028	1,541	1,230	1,366	4,137	1,372	1,516	1,195	4,083	1,178	1,382	1,049	3,609	15,857	利用件数であること

※各施設の数値には、来館者のほか、アイーナ以外で行われた講座等の参加者の数が含まれる場合があること

969,072

(参考)

全館	来館者数	91,682	107,255	110,470	309,407	102,700	91,827	97,414	291,941	94,826	100,128	82,484	277,438	86,787	98,562	79,372	264,721	1,143,507	
	開館日数	30	30	30	90	31	31	30	92	30	30	28	88	28	29	31	88	358	
	一日平均利用者数	3,056	3,575	3,682	3,438	3,313	2,962	3,247	3,173	3,161	3,338	2,946	3,153	3,100	3,399	2,560	3,008	3,194	

図書館	来館者数	30,850	29,789	36,163	96,802	33,933	40,152	36,625	110,710	30,128	35,161	28,653	93,942	33,067	34,877	22,033	89,977	391,431	
	開館日数	29	29	29	87	30	30	29	89	28	29	27	84	27	28	24	79	339	
	一日平均利用者数	1,064	1,027	1,247	1,113	1,131	1,338	1,263	1,244	1,076	1,212	1,061	1,118	1,225	1,246	918	1,139	1,155	
	全体に占める利用者の割合	33.6%	27.8%	32.7%	31.3%	33.0%	43.7%	37.6%	37.9%	31.8%	35.1%	34.7%	33.9%	38.1%	35.4%	27.8%	34.0%	34.2%	

各センター利用者合計(図書館含む)	71,083	74,476	91,038	236,597	82,950	87,287	89,836	260,073	90,938	91,127	71,792	253,857	75,791	80,920	61,834	218,545	969,072	
全体に占めるセンター利用者の割合	77.5%	69.4%	82.4%	76.5%	80.8%	95.1%	92.2%	89.1%	95.9%	91.0%	87.0%	91.5%	87.3%	82.1%	77.9%	82.6%	84.7%	

令和2年度 いわて県民情報交流センター 月別・各施設別利用者数

(単位:人、%)

施設名	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	計	備考
盛岡運転免許センター	8,694	7,505	9,399	25,598	9,341	8,980	7,856	26,177	7,717	7,408	7,494	22,619	7,295	7,500	10,154	24,949	99,343	
岩手県パスポートセンター	134	78	150	362	198	202	160	560	112	108	66	286	98	112	210	420	1,628	申請数×2で算定
ファブテラスいわて	58	49	91	198	85	82	79	246	139	86	73	298	47	54	76	177	919	
岩手県立図書館	17,299	16,220	22,598	56,117	24,392	25,738	24,276	74,406	22,165	11,843	19,494	53,502	22,167	23,592	19,898	65,657	249,682	
岩手県立視聴覚障がい者情報セン	1,805	1,349	2,060	5,214	2,139	1,941	2,218	6,298	2,356	2,140	1,994	6,490	1,812	2,025	1,984	5,821	23,823	
県民活動交流センター	8,148	5,405	16,849	30,402	17,713	15,269	14,848	47,830	21,053	14,553	14,052	49,658	12,353	15,018	15,701	43,072	170,962	
団体活動室	383	271	725	1,379	985	648	937	2,570	909	961	459	2,329	645	804	917	2,366	8,644	
フリースペース	2,366	1,188	2,196	5,750	2,193	2,373	2,233	6,799	3,780	2,040	1,295	7,115	1,668	1,723	1,951	5,342	25,006	
NPO活動交流センター	22	26	26	74	18	11	5	34	5	9	8	22	12	17	18	47	177	相談件数
国際交流センター	3,970	2,586	5,972	12,528	7,509	6,860	6,389	20,758	7,103	6,602	5,493	19,198	5,750	6,158	6,923	18,831	71,315	センター内有料施設利用者含む
環境学習交流センター	535	449	2,201	3,185	4,718	3,021	2,825	10,564	2,469	2,281	3,940	8,690	1,583	3,457	3,066	8,106	30,545	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
青少年活動交流センター	297	246	523	1,066	673	656	764	2,093	4,768	837	987	6,592	676	811	887	2,374	12,125	相談・主催事業含む
男女共同参画センター	147	277	4,045	4,469	268	479	394	1,141	528	526	761	1,815	671	325	0	996	8,421	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
高齢者活動交流プラザ	165	115	617	897	379	296	381	1,056	466	334	271	1,071	278	335	377	990	4,014	アイーナの会議室等を利用した高齢者団体を含む
子育てサポートセンター	263	247	544	1,054	970	925	920	2,815	1,025	963	838	2,826	1,070	1,388	1,562	4,020	10,715	来館相談件数を含む
岩手県立大学アイーナキャンパス	403	179	446	1,028	892	875	1,257	3,024	1,161	1,072	816	3,049	795	1,089	889	2,773	9,874	
貸出施設(ホール、会議室等)	588	225	703	1,516	926	865	1,202	2,993	1,138	1,122	865	3,125	761	971	1,041	2,773	10,407	利用件数であること

※各施設の数値には、来館者のほか、アイーナ以外で行われた講座等の参加者の数が含まれる場合があること

566,638

(参考)

全館	来館者数	45,874	39,122	57,976	142,972	65,774	60,414	59,500	185,688	64,713	57,783	51,354	173,850	54,322	65,597	73,467	193,386	695,896	
	開館日数	30	30	30	90	31	31	30	92	30	30	28	88	28	28	31	87	357	
	一日平均利用者数	1,529	1,304	1,933	1,589	2,122	1,949	1,983	2,018	2,157	1,926	1,834	1,976	1,940	2,343	2,370	2,223	1,949	
図書館	来館者数	17,299	16,220	22,598	56,117	24,392	25,738	24,276	74,406	22,165	11,843	19,494	53,502	22,167	23,592	19,898	65,657	249,682	
	開館日数	30	29	29	88	30	30	29	89	29	15	27	71	27	27	24	78	326	
	一日平均利用者数	577	559	779	638	813	858	837	836	764	790	722	754	821	874	829	842	766	
	全体に占める利用者の割合	37.7%	41.5%	39.0%	39.3%	37.1%	42.6%	40.8%	40.1%	34.3%	20.5%	38.0%	30.8%	40.8%	36.0%	27.1%	34.0%	35.9%	
各センター利用者合計(図書館含む)	37,129	31,010	52,296	120,435	55,686	53,952	51,896	161,534	55,841	38,332	44,854	139,027	45,328	50,361	49,953	145,642	566,638		
全体に占めるセンター利用者の割合	80.9%	79.3%	90.2%	84.2%	84.7%	89.3%	87.2%	87.0%	86.3%	66.3%	87.3%	80.0%	83.4%	76.8%	68.0%	75.3%	81.4%		

令和3年度 いわて県民情報交流センター 月別・各施設別利用者数

(単位:人、%)

施設名	4月	5月	6月	第1四半期	7月	8月	9月	第2四半期	10月	11月	12月	第3四半期	1月	2月	3月	第4四半期	計	備考
盛岡運転免許センター	8,851	7,518	7,683	24,052	7,104	8,126	7,429	22,659	7,852	7,331	7,561	22,744	7,861	7,131	10,016	25,008	94,463	
岩手県パスポートセンター	110	106	128	344	112	104	114	330	138	124	122	384	146	116	296	558	1,616	申請数×2で算定
ファブテラスいわて	70	66	54	190	80	32	24	136	87	484	125	696	62	45	61	168	1,190	
岩手県立図書館	22,514	22,962	25,821	71,297	26,849	15,551	9,901	52,301	23,056	22,717	23,813	69,586	25,668	24,217	19,920	69,805	262,989	
岩手県立視聴覚障がい者情報セン	2,321	2,121	2,290	6,732	2,231	1,667	1,627	5,525	2,253	2,284	2,240	6,777	1,744	1,985	1,598	5,327	24,361	
県民活動交流センター	12,129	11,788	19,378	43,295	16,192	5,666	4,512	26,370	14,717	18,660	13,831	47,208	13,994	12,198	15,609	41,801	158,674	
団体活動室	912	781	898	2,591	839	243	117	1,199	910	756	747	2,413	663	585	661	1,909	8,112	
フリースペース	1,260	1,467	1,827	4,554	2,102	943	83	3,128	442	1,349	2,200	3,991	2,009	2,001	2,023	6,033	17,706	
NPO活動交流センター	13	15	14	42	15	8	7	30	11	8	10	29	7	13	26	46	147	相談件数
国際交流センター	6,051	5,053	6,391	17,495	6,081	1,821	2,174	10,076	6,742	8,184	5,931	20,857	6,004	5,623	5,454	17,081	65,509	センター内有料施設利用者含む
環境学習交流センター	1,532	2,038	7,328	10,898	3,924	1,286	977	6,187	2,030	3,887	1,522	7,439	2,601	1,623	4,510	8,734	33,258	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
青少年活動交流センター	612	697	664	1,973	763	364	169	1,296	1,544	1,467	816	3,827	599	510	572	1,681	8,777	相談・主催事業含む
男女共同参画センター	323	411	1,086	1,820	823	289	526	1,638	1,307	1,128	850	3,285	456	463	902	1,821	8,564	アイーナ外の講座・講師派遣等の利用者含む
高齢者活動交流プラザ	360	337	310	1,007	299	98	49	446	421	350	359	1,130	271	205	403	879	3,462	アイーナの会議室等を利用した高齢者団体を含む
子育てサポートセンター	1,066	989	860	2,915	1,346	614	410	2,370	1,310	1,531	1,396	4,237	1,384	1,175	1,058	3,617	13,139	来館相談件数を含む
岩手県立大学アイーナキャンパス	788	822	1,333	2,943	1,281	521	406	2,208	937	1,322	1,120	3,379	711	607	502	1,820	10,350	
貸出施設(ホール、会議室等)	921	855	934	2,710	1,083	680	590	2,353	1,087	1,061	973	3,121	827	916	891	2,634	10,818	利用件数であること

※各施設の数值には、来館者のほか、アイーナ以外で行われた講座等の参加者の数が含まれる場合があること

564,461

59,833

(参考)

全館	来館者数	59,159	54,791	61,100	175,050	62,191	52,905	44,621	159,717	62,472	64,402	60,684	187,558	57,829	62,728	73,302	193,859	716,184
	開館日数	30	30	30	90	31	31	30	92	30	30	28	88	28	28	31	87	357
	一日平均利用者数	1,972	1,826	2,037	1,945	2,006	1,707	1,487	1,736	2,082	2,147	2,167	2,131	2,065	2,240	2,365	2,228	2,006

図書館	来館者数	22,514	22,962	25,821	71,297	26,849	15,551	9,901	52,301	23,056	22,717	23,813	69,586	25,668	24,217	19,920	69,805	262,989
	開館日数	29	29	29	87	30	31	29	90	29	29	27	85	27	27	24	78	340
	一日平均利用者数	776	792	890	820	895	502	341	581	795	783	882	819	951	897	830	895	773
	全体に占める利用者の割合	38.1%	41.9%	42.3%	40.7%	43.2%	29.4%	22.2%	32.7%	36.9%	35.3%	39.2%	37.1%	44.4%	38.6%	27.2%	36.0%	36.7%

各センター利用者合計(図書館含む)	47,704	46,238	57,621	151,563	54,932	32,347	24,603	111,882	50,127	53,983	49,785	153,895	51,013	47,215	48,893	147,121	564,461
全体に占めるセンター利用者の割合	80.6%	84.4%	94.3%	86.6%	88.3%	61.1%	55.1%	70.1%	80.2%	83.8%	82.0%	82.1%	88.2%	75.3%	66.7%	75.9%	78.8%

## 利用者等からの主な意見・要望

## 1 令和元年度

受付件数	126 件（苦情 37 件、要望 62 件、その他 27 件）	
	主な苦情、要望等	対応状況
①	世代間のような高い部屋は空きが多いので直前などに予約が入りやすいように、割引制度があれば面白いかなと思う。	世代間交流室、調理実習室について、お客様の利便性向上及び割高感からの利用しづらさを解消するため、令和元年 10 月の消費税改定にあわせ利用料金を変更した。特に夜間利用料金、午前～午後等の連続利用における利用料金を大幅に下げ、両施設の特性に合わせた利用しやすい料金設定に変更している。
②	幼児用補助便座を設置してほしい。	2020 年 3 月館内 15 箇所（多目的トイレ）に設置。
③	椅子・テーブルの劣化が気になる。	計画的な設備更新計画を県と共有し改善に努めている。昨年度は会議室 804 のテーブル 100 台中、50 台を更新。804 に異なるテーブルが混在しないよう、テーブル 50 台が入っている会議室 803、研修室 812 と入れ替えを行っている。
④	SNS の活用を期待する。各世代のニーズに合わせた情報発信が必要。	Bot（自動プログラム）による定期的な発信だけではなく、イベント等のタイムリーな情報発信を積極的に行うとともに、適切なフォローやリツイートも行い各世代・各エリア等広範囲な情報発信に努めている。
<p>その他利用者からの積極的な評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみずみまで掃除が行き届いているからか気持ちよく使える。</li> <li>・防災関係など普段の利用以外での設備には市民として助かると思う。</li> <li>・毎年のカレンダーが楽しみ。</li> </ul>		

## 2 令和 2 年度

受付件数	65 件（苦情 12 件、要望 21 件、その他 32 件）	
	主な苦情、要望等	対応状況
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi を手続きなしで利用できるとありがたいです。</li> <li>・無線 LAN の手続きが複雑。</li> <li>・テレワーク環境を用意して欲しい。</li> </ul> 等、館内での Wi-Fi 利用、新しい生活様式に対応したインフラ整備に関する要望をいただきました。	○新しい生活様式に沿った利用を実現するために、岩手県と綿密に検討を行い以下のインフラ整備を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークやオンライン会議の利用ができる Wi-Fi 環境整備</li> <li>・Wi-Fi 利用手続きの簡素化</li> <li>・オンライン会議や SNS 利用を想定した館内入居団体向けのインフラ整備。</li> <li>・アプリケーションまたはブラウザ認証方式による一般来館者向けの Wi-Fi 環境整備。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者へ安心感を与えるためにも、アイーナがおこなっている感染防止策をしっかりとアピールすることが大切と思う。</li> <li>・テーブル・椅子が除菌済みかどうか不安に思う。</li> </ul>	○安心して来館、ご利用いただけるようアイーナ共通のガイドライン「新型コロナウイルス感染拡大防止に対するアイーナの取り組み」を制作、周知を行った。併せて新型コロナウイルス感染拡大防止対応策をわかりやすく表現した「オリジナルピクトグラム」を制作し周知に活用している。
③	6 階子育てサポートセンター利用者より <ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗いを更衣室でやる時、1 才児には「ふみ台」が欲しい。泡せっけんも、抱っこしていると出せない。</li> </ul>	○県と共有・検討し、6 階更衣室（男女）及び 6 階マンション側トイレ（男女）に「ふみ台」を設置いたしました。
<p>その他利用者からの積極的な評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも丁寧に対応していただきありがとうございます。</li> <li>・丁寧に管理されていると感じます。</li> <li>・施設が綺麗なので利用したくなります。</li> </ul>		



### 3 令和3年度

受付件数	66件（苦情 13件、要望 19件、その他 34件）	
主な苦情、要望等	対応状況	
⑤ ・W i - F i の電波が弱いのかつながりにくい。結局自前のルータにて接続した。 ・W i - F i を利用しての大規模なオンライン会議を開催した場合、回線速度や安定した接続ができるのか不安がある。 ・（安定した接続のために）有線LANを希望する。	○大規模なオンラインイベント等を安定して開催することを目的に、ホール及び大型会議室に指定管理者の有料自主事業で光回線を整備したことから、有線LANで高速な光回線を占有して利用することが可能となった（プロバイダ契約をしている回線のため即日の利用が可）。また、臨時光回線を手配する際にかかる手番や費用を削減することができ、令和2年度に整備したW i - F i と併せ利用者のニーズに沿った利用が可能となった。	
⑥ ・大画面モニター・スピーカー等の貸出を希望する。（複数有）	○マイクスピーカや大型モニターの導入については今後の検討課題とする。 ※オンライン会議等でのニーズと推察	
⑦ 3階女子トイレ利用者より ・真ん中のトイレから水の流れる音がしているが故障ではないのか。一週間前にも話しているが改善されていない。	○令和4年3月9日に修理を完了した（2月中旬に修理予定であったが、部品の調達等に時間を要したもの）。	
<p>その他利用者からの積極的な評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不慣れなハイブリッド形式セミナーの設営時にていねいにサポートいただき大変助かった。</li> <li>・施設が綺麗なので利用したくなる。入りやすいのが良い。</li> <li>・感染症対策の徹底がなされている。</li> <li>・とても親切丁寧で話しやすく安心感がある。</li> </ul>		

### 4 令和4年度

受付件数	55件（苦情 4件、要望 18件、その他 23件）	
主な苦情、要望等	対応状況	
⑧ 会議室の椅子等什器、貸出プロジェクター、スクリーンについて老朽化や性能不足（光度不足）	備品の導入計画（案）にて設備更新のご提案を行っている。	
⑨ 学生のための写真映えするスポットや勉強スペースの確保	写真映えするスポットについては、今後の施設運営の参考とした。 勉強スペースの確保については、依然としてコロナの終息が見えず、安全に施設を利用いただくようフィジカルディスタンスの確保に努めているため。今後のコロナの状況を踏まえ、必要に応じて検討していく。	
⑩ 館内が暑すぎるので、20℃くらいに設定するよう要望	館内の温度は、気温の上昇に伴い暑く感じられる傾向にある。各会議室等は個別に室温調整が可能のため、管理事務室まで連絡をしてもらうこと。 共有スペースについては、JR盛岡駅側のガラス面にあたる8階から6階まではスクリーンを降ろして温度上昇の抑制等しているが、それでも暑い場合は利用者のお召し物で調整頂くようお願いした。	
<p>その他利用者からの積極的な評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・W e b会議時（小規模）のW i - F i 速度は問題なく使用でき助かる。（W i - F i に関する高評価を複数頂いております）</li> <li>・館内全体がとても清潔感があり感動した。（他にも清掃に関する複数の高評価。特にトイレについては快適に利用できているとの評価とともに、トイレがきれいなため館内全体の衛生管理が保たれているという評価。）</li> <li>・図書館が静かで快適なのが気に入っている。</li> </ul>		

## いわて県民情報交流センター主な光熱水費契約状況

## 熱需給契約

契約先	東北電力株式会社	
使用建物	建物名	いわて県民情報交流センター（アイーナ）
	所在地	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
契約容量	冷水	7,208 MJ/h
	温水	6,950 MJ/h
基本料金 (税抜)	冷水	476円 MJ/h
	温水	475円 MJ/h
従量料金 (税抜)	冷水	3.29円 MJ
	温水	4.33円 MJ

※その他燃料調整費が生じるもの。

## 電力需給契約

契約先	東北電力株式会社		
契約種別	業務用電力Ⅱ（常時供給）		
契約電力	1,200 KW		
電気方式	交流3相3線式	受電電圧 6,000V	周波数 50 ヘルツ
需要場所	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号		
使用開始	令和5年4月1日		
基本料金（税込）	基本料金単価（円/KW・月）	2757円70銭	
電力量料金率（税込）	1キロワット時につき	夏季	18円40銭
		その他季	17円42銭
備考	再エネ発電賦課金及び燃料費調整額加算		

# 令和5年度行政財産の目的外使用許可等一覧表

資料9

## 1 行政財産の目的外使用許可

区分	申請者	施設名・店舗名	使用許可期間	数量 (㎡)
事務所	社団法人岩手県交通安全協会	運転免許センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	80.80
	社団法人岩手県交通安全協会	運転免許センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	2.70
	自動車安全運転センター岩手県事務所	運転免許センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	108.70
	財団法人岩手県建築住宅センター	財団法人岩手県建築住宅センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	286.46
	財団法人岩手県国際交流協会	国際交流センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	44.20
	公益社団法人岩手県青少年育成県民会議	県民活動交流センター	R4.4.1 ~ R9.3.31	7.24
	公立大学法人岩手県立大学	アイーナキャンパス	R4.4.1 ~ R9.3.31	850.40
	公立大学法人岩手県立大学	アイーナキャンパス(パラボラアンテナ)	R4.4.1 ~ R9.3.31	2.25
	公立大学法人岩手県立大学	アイーナキャンパス(パラボラアンテナ)	R4.4.1 ~ R9.3.31	0.10
テナント	有限会社ダン・ピーエスシー	1階店舗	R4.4.1 ~ R9.3.31	113.80
	株式会社ファミリーマート	1階店舗	R4.4.1 ~ R9.3.31	198.29
	株式会社松屋フーズ	1階店舗	R4.4.1 ~ R9.3.31	130.22
	NPO法人フラット寺町	4階店舗	R4.4.1 ~ R9.3.31	153.40
その他	株式会社岩手銀行	ATM	R4.4.1 ~ R9.3.31	4.15
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	NTTドコモ携帯電話無線基地局(5箇所)	R4.4.1 ~ R9.3.31	5箇所
	東日本旅客鉄道株式会社	踏切非常ボタン模擬装置	R4.4.1 ~ R9.3.31	0.30

## 2 行政財産の貸付(自動販売機)

3F	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	R3.4.1~R6.3.31
6F	みちのくキャンティーン株式会社	R3.4.1~R6.3.31
7F	株式会社ミチノク	R3.4.1~R6.3.31
8F	みちのくキャンティーン株式会社	R3.4.1~R6.3.31

## 3 行政財産の貸付(ロッカー)

階	相手方	貸付期間
1	拳盛会	R5.4.1~R6.3.31
1	日本語教室「いっぱいぽ」	R5.4.1~R6.3.31
1	Semillitas del salon	R5.4.1~R6.3.31
2	盛岡市日中友好協会(学校法人龍澤学館内)	R5.4.1~R6.3.31
3	岩手日英協会	R5.4.1~R6.3.31
6	ニューライフ・アドベンチャー運動岩手県実行委員会	R5.4.1~R6.3.31

7	東洋はり医学会岩手支部	R5.4.1～R6.3.31
8	アミーチ・テッレ・オルガノ	R5.4.1～R6.3.31
9	もりおか交通まちづくりLRTフォーラム	R5.4.1～R6.3.31
10	盛岡地区BBS会	R5.4.1～R6.3.31
11	実用書菊の会	R5.4.1～R6.3.31
12	特定非営利活動法人盛岡ボードゲームクラブ	R5.4.1～R6.3.31
13	まんがイラストサークル ANGEL☆COMPANY 盛岡支部	R5.4.1～R6.3.31
14	岩手発達障がい親の会くふくふ	R5.4.1～R6.3.31
15	盛岡ブリッジクラブ	R5.4.1～R6.3.31
16	ハッピーバース研究会	R5.4.1～R6.3.31
17	イーハトーブ学生赤十字奉仕団	R5.4.1～R6.3.31
18	A・A盛岡グループ	R5.4.1～R6.3.31
17	チーゴンの会	R5.4.1～R6.3.31
18	和のサークル	R5.4.1～R6.3.31
19	三陸春風の会	R5.4.1～R6.3.31
20	欣葉会	R5.4.1～R6.3.31
21	特定非営利活動法人イーハトーブスポーツクラブ	R5.4.1～R6.3.31
22	盛岡ハートフルカウンセリング セラフィ	R5.4.1～R6.3.31
23	特定非営利活動法人ウェルネスクラブ・レインボー 健康体操で寝たきり0を目指す会	R5.4.1～R6.3.31
24	琴伝流大正琴岩手県指導者会	R5.4.1～R6.3.31
25	認定 NPO 法人accommon	R5.4.1～R6.3.31
26	盛岡市婦人合唱協議会	R5.4.1～R6.3.31
27	盛岡ハングルを学ぶ会	R5.4.1～R6.3.31
28	手話サークル青空	R5.4.1～R6.3.31
29	一般社団法人全国パーキンソン病友の会岩手県支部	R5.4.1～R6.3.31
30	(公社)日本 3B 体操協会	R5.4.1～R6.3.31
31	特定非営利活動法人日本地域振興ネット協会	R5.4.1～R6.3.31
32	銀河将棋研究会	R5.4.1～R6.3.31
33	日本将棋連携盛岡支部	R5.4.1～R6.3.31
34	ベビーシッタークラブすまいるマミィ	R5.4.1～R6.3.31
35	認定 NPO 法人岩手県青少年自立支援センターポランの広場	R5.4.1～R6.3.31

#### 4 ネーミングライツ契約

階	相手方	契約期間	契約内容
7	株式会社小田島組	R 4 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 31	ホール (7 階) に愛称を付与する権利 [小田島組☆ほ～る]

資料 10

アイーナ指定管理業務従事職員人数の目安

	業務部門名	人数
1	統括業務	3名
2	運営業務	25名
3	維持管理業務	8名
4	清掃業務	37名
5	警備業務	7名
合計		80名

資料 11 インターネット放送関連主要機器

項目	機能概要
職員利用 Wi-Fi	入居施設スタッフ向けの Wi-Fi が利用できます。 SNS アップロード、ライブ配信、オンライン会議等で利用することができます。利用に際しては専用の PC やデバイスをご用意下さい。

**資料 12**

いわて県民情報交流センターの休館日

- 1 条例上の休館日  
12月29日から翌1月3日
- 2 必要と認めた休館日（整備休館：県の承認した日）

**臨時全館休館日（法定設備点検のため）**

対象年	5月	10月
2025年（令和7年）	5/31(土)	10/25(土)
2026年（令和8年）	5/30(土)	10/31(土)
2027年（令和9年）	5/29(土)	10/30(土)



## 岩手県ネーミングライツ事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱第4条の規定に基づき、岩手県ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「ネーミングライツ事業」とは、県有施設等の名称に企業名又は商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、岩手県（以下「県」という。）は施設命名権者（以下「ネーミングライツスポンサー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て施設の管理運営に役立て、本県のスポーツ又は文化の振興、県民サービスの向上等につなげていく取組をいう。

なお、愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例で定める施設の名称は変更しないものとする。

### (対象施設の選定)

第3条 対象施設は、下記のそれぞれの条件を満たすものとする。なお、ネーミングライツ事業を実施することにより、当該施設の設置目的を妨げないこととする。

#### (1) 県が指定した施設について募集する場合【施設特定型】

ア スポーツ及び文化施設などで、不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれるとともに、利用者の増加や有効活用が期待されること。

イ 施設等の性格、利用者数及びメディア等に取り上げられる頻度などを考慮し、ネーミングライツ事業の実施により一定のネーミングライツ料収入が見込まれること。

#### (2) 提案を募集する場合【提案募集型】

施設特定型において公募する施設を除く県有施設とする。ただし、施設名称の設定に経緯のあるものや施設の性格・運営上、企業名や商品名などの愛称を付することができないと判断するものは対象外とする。

### (ネーミングライツ料の算定基準)

#### 第4条

##### (1) 施設特定型

他の地方自治体が実施する類似施設の事例、施設の利用者数及びメディアへの露出状況等を勘案し、施設ごとに決定するものとする。その際、最低基準額を定めることができるものとする。

##### (2) 提案募集型

提案者の提案する金額を検討の上、決定するものとする。その際、最低提案金額を定めることができるものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、原則として3年から5年とし、更新を妨げないものとする。

(ネーミングライツスポンサーの募集)

第6条 ネーミングライツスポンサーの募集は、原則として公募により実施することとし、募集に際して必要な事項は、別途、募集要項に定めるものとする。

2 募集期間は、原則として1か月以上とし、岩手県公式ホームページや広報紙等への掲載、報道機関への資料提供等、多様な広報媒体を活用して幅広く周知するよう努めるものとする。

3 募集期間を終了しても応募がなかった場合は、当初募集条件のまま期間を延長するか、もしくは募集要項に定める条件を見直し、再度公募に付することができるものとする。

(ネーミングライツスポンサーの資格要件)

第7条 法人又は団体であること。なお、岩手県広告取扱基準第5の規定を適用するものとする。

(スポンサーメリット)

第8条 県は、ネーミングライツスポンサーに対し、施設に愛称を付与する権利のほか、施設の状況等に依りて各種メリットを設定し、積極的に付与するものとする。

(愛称等の条件)

第9条 施設の愛称は、県民及び施設利用者に親しみをもって使用されるものであること。なお、岩手県広告取扱基準第4の規定を適用するものとする。

2 ネーミングライツスポンサーが、スポンサーメリットの一環として、施設内に自社の商品等のポスターを掲示し、又はパンフレット等を配架する場合は、岩手県広告取扱基準第4の基準に該当するものを掲示又は配架してはならない。

(選定方法)

第10条 施設特定型による応募があった場合もしくは提案募集型による応募で施設所管課との協議が整った場合は、優先交渉者を選定するため、別に定めるところにより選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、次の項目について選定基準を定めて審査し、優先候補者を選定する。なお、応募者が1者の場合であっても、選定委員会において、ネーミングライツスポンサーとしての適格性等を審査するものとする。

- (1) 経営の安定性及びコンプライアンスへの取組
- (2) 文化・スポーツ等を通じた岩手県への貢献実績及び今後の計画
- (3) 希望する愛称
- (4) ネーミングライツ料、期間等の契約条件

(契約の締結等)

第 11 条 県は優先候補者との調整を経てネーミングライツスポンサーを決定し、契約を締結するものとする。

2 県は、ネーミングライツスポンサーに決定した企業又は団体の名称、県有施設の愛称、ネーミングライツスポンサー料等について公表するものとする。

3 契約を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の契約について優先的に交渉することができる。  
(契約の解除)

第 12 条 ネーミングライツスポンサーに、広告取扱基準第 7 に該当する事態が発生し、又は事実が判明したときは、県は、ネーミングライツスポンサーの合意を得ることなく契約を解除することができる。この場合において、原状回復等に要する費用は、ネーミングライツスポンサーが負担するものとする。

(ネーミングライツスポンサーの責務)

第 19 条 ネーミングライツスポンサーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 20 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、県とネーミングライツスポンサー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

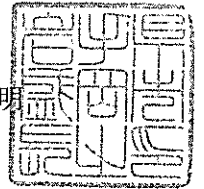
この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

27 盛危第 107 号

平成 28 年 1 月 14 日

岩手県知事 達増拓也 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明



災害時の避難場所としての指定について（通知）

日頃、市の防災行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

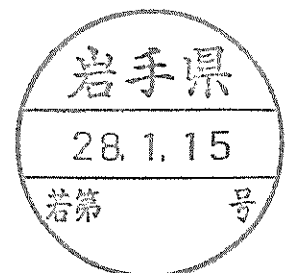
さて、本市では災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小限に軽減するため避難場所をあらかじめ指定しているところです。

今般、災害対策基本法の改正により、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所を明確に区別することになり、貴施設の避難場所指定については、平成 27 年 10 月 28 日付け文書で同意していただきました。

つきましては、平成 28 年 1 月 4 日に指定しましたので、避難場所運営等に御協力願います。

記

- 1 指定施設（場所）の名称  
いわて県民情報交流センター（アイーナ）
- 2 指定の概要  
平成 27 年 10 月 22 日付け 27 盛危第 51 号依頼文書のとおり
- 3 指定日  
平成 28 年 1 月 4 日



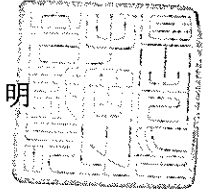
担当：盛岡市総務部危機管理防災課  
危機防災係 松野 和彦  
住所：盛岡市内丸 12-2  
電話：019-603-8031

27 盛危第 51 号

平成 27 年 10 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明



災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について（依頼）

日頃、市の防災行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小限に軽減し、住民生活の安定と秩序の維持のため、防災対策に関し、地域防災計画を定めております。地域防災計画では、地震や洪水、火災等の災害の際に、市民が的確な避難行動がとれるよう、避難場所についてもあらかじめ指定しております。貴施設については、平成 18 年 6 月 27 日付けの使用承諾により、国際交流センターを外国人収容避難場所に、平成 24 年 12 月 21 日付けN文第 290 号の承諾により、平成 25 年 1 月 9 日に帰宅困難者向けの収容避難場所に指定しているところです。

今般、災害対策基本法の改正により、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所を明確に区別することになりました。

つきましては、貴所管に係る下記の施設を、洪水時の指定緊急避難場所及び外国人及び帰宅困難者向けの指定避難所として指定したいと考えておりますので、使用についての御同意くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 避難場所                    いわて県民情報交流センター（アイーナ）  
所在地：盛岡市盛岡駅西通一丁目 7-1
- 2 指定概要                    別紙のとおり
- 3 指定の同意について      別紙様式等により回答をお願いします。



担当：盛岡市総務部危機管理防災課  
危機防災係 松野  
住所：盛岡市内丸 12-2  
電話：019-603-8031

【別紙】指定概要

項目	内容		
施設の使用する箇所	2階～5階の各共有部分 5階 国際交流センター, 501 会議室 6階 世代間交流室 8階 804 会議室, 812 研修室, 803 会議室 <u>※洪水時においては, 3階以上を使用することとする。</u> ※具体的な場所については, 添付図面参照		
各使用箇所の有効面積及び収容可能人数 ※収容可能人数については, (各階有効面積/1人当たり必要な面積3㎡)として計算しています。 ※国際交流センターは外国人収容を対象とする。	使用箇所	有効面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
	2階共有部分	515.60	171 *
	3階共有部分	829.31	276 *
	4階共有部分	563.90	187 *
	5階共有部分	410.40	136 *
	501 会議室	150.00	50 *
	国際交流センター	371.00	123 *
	世代間交流室	233.00	77 *
	803 会議室	245.00	81 *
	804 会議室	391.00	130 *
	812 研修室	245.00	81 *
	総計	3,954.21 (洪水時: 3,438.61)	1,312 (洪水時: 1,141)
市が指定緊急避難場所(洪水時)として選定した理由	浸水想定区域内であるが, 河川氾濫に対して安全な構造(コンクリート造など)であり, かつ, 浸水想定高さよりも上に避難できる空間があること。また, 浸水想定区域内市民等の避難先として適した位置にあり, 多くの避難者を収容することが可能であるため。		
市の指定緊急避難場所(洪水時)としての考え方	水害から安全を確保するために市民が緊急的に避難する場所として, 河川水位が低下し, かつ災害の危険性がなくなるまで使用するものであり, 水害による住宅被害等のため長期間の避難者収容が必要になった場合は, 別途, 市が開設する指定避難所に徒歩又は市の手配する交通手段で移動することとする。 避難所の運営は指定管理者の協力を頂きながら, 市の職員が行うことを基本とする。		
市が指定避難所として選定した理由	(帰宅困難者対策) 盛岡駅に極めて近いことから, 災害時に公共交通機関が停止した際に, 自力で帰宅が困難な帰宅困難者を収容する施設として最適であるため。また, 施設規模が大きいことから, 多くの帰宅困難者を収容することが可能であるため。		

	<p>(外国人対策：国際交流センター)</p> <p>災害時には、外国人も指定緊急避難場所に避難することになるが、言葉の問題等により、避難生活に支障をきたす場合を想定し、通訳等を配置し、災害情報を提供できる施設として適しているため。</p>
市の指定避難所としての考え方	<p>災害時、県外や市外から訪れていた者で、自力での帰宅が困難な帰宅困難者が発生した場合、又は発生する見込みがある場合に主に帰宅困難者を一時的に収容する施設として位置づける。帰宅困難者に対する物資の提供などの救援が必要となった場合は、市がその手配を行う。また、避難所の運営は指定管理者の協力を頂きながら、市の職員が行うことを基本とする。</p>
使用に当たっての留意事項	<p>有料貸出施設（4階アイーナスタジオ及び501会議室並びに6階世代間交流室、8階804会議室、812研修室及び803会議室）については、当日以降の貸出施設の利用がない場合で、貸出時間外を含めて避難所としての使用が可能な状態であり、かつ停電していない場合に使用するものとする。</p>
費用の負担	<p>避難所として使用した場合に発生した、電気料や燃料代などについての費用負担は、県と市が協議して決定する。</p>
市の連絡先	<p>(平常時) 盛岡市総務部危機管理防災課 019-603-8031  (災害時) 盛岡市災害対策本部 019-651-4111</p>

# いわて県民情報交流センター（アイーナ） 管理運営計画



令和 5 年 5 月

岩 手 県



# 目 次

■	はじめに	
1	経緯	1
2	施設整備の基本方針	1
3	管理運営計画の策定	2
■	第1章 施設の果たすべき役割	
1	施設に導入する機能及び構成施設	4
2	施設の管理運営の基本的な考え方	4
■	第2章 施設の概要	
1	建物の概要	6
2	施設の名称及びシンボルマーク等	8
3	建物の主な特徴	10
4	駐車場	12
5	各施設の主な業務概要	14
■	第3章 管理運営体制	
1	基本的な考え方	15
2	施設全体の管理運営主体	15
3	各入居施設の運営主体	18
4	施設相互の連携	19
5	管理体制の考え方	19
■	第4章 施設の管理	
1	各入居施設の開館日及び開館時間	21
2	施設・設備の貸出	23
3	県民活動交流センター内の無料施設の貸出	28
4	利用者のための利便施設・設備	31
■	第5章 施設の運営	
1	運営目標	33
2	情報システムの活用	34
3	利用者のためのサポート体制（施設案内）	36
4	広聴広報	37
5	行催事の企画	38
■	第6章 災害時における対応	
1	東日本大震災津波への対応の経緯	40
2	対応の方向	40
■	第7章 施設運営の評価・見直し	
1	評価・点検の主体	41
2	評価・点検の対象	41
3	両組織の連携	42
4	評価・点検結果の公表	42
■	第8章 資料編	
1	開館までの経緯	43
2	各階ごとの施設配置図	44
3	盛岡駅西口複合施設管理運営計画検討委員会	44

## ■ はじめに

### 1 経緯

- (1) 平成 12 年 1 月の盛岡駅西口地区県有地活用基本計画策定時において、盛岡駅西口地区の県有地は、JR 盛岡駅や盛岡地域交流センター（マリオス）に隣接し、その立地や交通アクセスを踏まえた将来の発展性等からみて、盛岡都市圏域全体としての北東北の拠点性の向上や県内外の各地域間との連携・交流の促進を図るうえでも重要な位置にありました。
- (2) また、人々の価値観や生活様式の多様化、少子・高齢化の進行、高度情報化と社会経済のグローバル化を背景に、地域社会は大きな転換期を迎え、新時代の岩手を展望した長期的視点に立った県施策とともに、心豊かな地域社会の形成という 21 世紀の岩手づくりを進めるための拠点として、当県有地の持つ立地特性を踏まえた施設整備が求められていました。
- (3) 平成 14 年 12 月には東北新幹線盛岡以北が開業し、また、平成 18 年 11 月には盛岡駅西口と盛岡南両地区を結ぶ「杜の大橋」の開通が見込まれるなど、当該地区の都市機能、拠点性が向上する一方で、県立図書館、県立点字図書館、国際交流プラザ等の既存施設については、老朽化、狭隘化が顕著なため、早急に移転整備する必要性がありました。
- (4) また、NPO やボランティア活動等、県民の主体的な社会参加活動が活発化してきたほか、環境問題や男女共同参画等、今日的な社会的課題に対する関心も高まったことから、これらの多様化する県民ニーズに対応し、その活動を総合的に支援するとともに、地域や性別、世代を越えた県民相互の交流と連携を図る拠点を整備することが求められていました。
- (5) これらの状況を背景として本施設の整備が進められ（詳細は第 8 章参照）、平成 17 年 9 月に完成したところですが、本施設が立地する盛岡駅西口地区は、北東北の拠点都市を目指す県都盛岡の玄関口として、新しい都市機能が集積した魅力ある広域拠点を形成しており、本施設はその整備を促進する先導的役割を担っています。

### 2 施設整備の基本方針

#### (1) 基本コンセプト

県民生活の分野を中心として、機能面・サービス面で県内各地域に広がりをもち、全ての県民が世代や地域、職域を超えて集うことのできる「21 世紀地球市民のふれあい・活動・創造の拠点づくり」を基本コンセプトとしています。

#### (2) 基本方針

##### ① 新しい時代の多様なニーズに対応し、交流と連携を生み出す施設

世代や生活スタイルの異なる県民一人ひとりの「知りたい」「学びたい」「楽しみたい」といった新しい時代の多様なニーズに対応するとともに、それら施設が相互に連携することにより、世代や地域を超えた交流と連携が広がり、新たな地域文化や価値を創造する県民の活動拠点となる施設を目指しました。

##### ② 岩手の情報受発信力を高める施設

各地域の主要な公共施設等を情報ネットワークで結び、県民が必要とする情報を提供するとともに、当施設に人、もの、情報が集まり、相互に交流・連携することにより新たな

地域発の情報を生み出し、国内はもとより世界に情報を発信する岩手の情報受発信基地づくりを目指しました。

③ 21世紀を担う心豊かな「岩手のひと」を育む施設

個人の学習意欲や価値観の多様化に対応しながら、複合施設での知的体験を通して、一人ひとりの個性や能力を伸ばす等、次代を担う「岩手のひと」を育む施設づくりを目指しました。

④ ゆとりとうるおいのある岩手ならではの生活文化を創造する施設

盛岡地域交流センター（マリオス）の産業創造・生産型施設に対し、当施設は生活文化創造・自由時間対応型施設として位置づけられます。岩手の先達が守り育ててきた「ゆとりと結びつき」「多様で豊かな自然」「多彩な地域文化」を再評価しながら、新しい価値観にも対応した、ゆとりとうるおいのある岩手ならではの生活文化を創造する施設を目指しました。

⑤ 岩手の新しいシンボルとなる施設

盛岡駅西口地区は県都盛岡の玄関口として、新しい都市機能が集積した魅力ある広域拠点の形成を目指していることから、隣接する盛岡地域交流センター（マリオス）との機能的連携と都市デザイン的な調和を図り、北東北の拠点として、また21世紀の県民サービス・交流の拠点として、岩手の新しいシンボルとなる施設を目指しました。

3 管理運営計画の策定

複合施設の整備は、建設コストの削減や供用施設の集約化や管理業務の一元化が図られるため、単独で整備するよりも建設費、維持管理費の節減など効率的な行財政運営につながり、県民の多様なニーズにも対応できます。

しかし、その一方で複合施設は関連する業務運営も多く、それぞれの施設が個々ばらばらに独自の管理運営を行えば、複合施設としての十分な効果が発揮されないことが予想されることから、施設全体を管理運営する者と各施設間との連絡調整が重要になってきます。

この管理運営計画は、新しい時代の多様なニーズに対応し、交流と連携を生み出す施設や岩手の情報受発信能力を高める施設にするため、県民へのサービスを効率的に提供できる管理運営体制の確立に向けた基本的な方向について、県民の皆さんや関係機関・団体等から、施設の利用等に対するご意見を聴きながら取りまとめ、管理運営計画を策定しました。

また、その後の利用者等の声を踏まえ、指定管理期間毎に同計画の修正を行っています。

○ 策定までの経緯

月 日	項 目
平成16年5月12日	・ 盛岡駅西口複合施設管理運営計画検討委員会を設置
6月14日	・ 第1回管理運営計画検討委員会 管理運営計画（案）の策定について 他
11月18日	・ 第2回管理運営計画検討委員会 管理運営計画（案）について 他
平成17年2月22日	・ 第3回管理運営計画検討委員会 管理運営計画（案）について
6月1～30日	・ 管理運営計画（案）についてパブリック・コメントを実施
9月2日	・ 第4回管理運営計画検討委員会 パブリック・コメントの実施結果について
9月8日	・ パブコメ実施結果公表

9月30日	・ 建物竣工
10月11日	・ 第5回管理運営計画検討委員会 竣工式（内覧会）
11月4日	・ 第6回管理運営計画検討委員会 指定管理者の審査結果について
平成18年2月10日	・ 第7回管理運営計画検討委員会 管理運営計画（最終案）について
4月1日	・ 開館 （盛岡運転免許センター、パスポートセンター、県立図書館は5月8日開館）
平成20年7月2日	・ 一部修正
平成24年1月31日	・ 一部修正
平成27年3月12日	・ 一部修正
平成30年4月1日	・ 一部修正
令和5年5月24日	・ 一部修正

## ■ 第1章 施設の果たすべき役割

### 1 施設に導入する機能及び構成施設

複合施設に導入する機能は、平成12年1月に策定した「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」に基づき、県民サービスの拠点づくり、県民交流・連携の拠点づくり、県民活動の拠点づくり、岩手の地域情報ネットワーク形成の拠点づくりを目指し、次の5つの機能の導入を図っています。

区 分	説 明	構 成 施 設
県民生活・サービス拠点機能	県民生活のサポートや県の窓口的サービスを提供する機能	盛岡運転免許センター 岩手県パスポートセンター
県民交流・活動拠点機能	世代や地域を越えた交流や地域づくり活動・ボランティア活動等を支援・促進する機能	県民活動交流センター <ul style="list-style-type: none"> <li>（ N P O活動交流センター</li> <li>国際交流センター</li> <li>環境学習交流センター</li> <li>青少年活動交流センター</li> <li>男女共同参画センター</li> <li>高齢者活動交流プラザ</li> <li>子育てサポートセンター</li> </ul> ホール ギャラリーアイーナ 県民プラザ 会議室・研修室
県民学習拠点機能	多様な生涯学習機会の提供など県民の主体的・継続的な学習活動を支援する機能	岩手県立図書館 岩手県立視聴覚障がい者情報センター 岩手県立大学アイーナキャンパス 環境学習交流センター（再掲） ファブテラスいわて
県民情報拠点機能	県民生活に関する情報提供や地域の情報、岩手の姿を広く情報発信する機能	岩手県立図書館（再掲） 岩手県立視聴覚障がい者情報センター（再掲） 県民プラザ（再掲）
国際交流拠点機能	地域における国際交流の推進や外国人の活動・生活を支援する機能	国際交流センター（再掲）

### 2 施設の管理運営の基本的な考え方

県民サービス、県民交流・連携及び県民活動などの拠点づくりを基本コンセプトとして整備している複合施設は、常に県民・利用者の視点に立ち、県民満足度の高い施設の管理運営を継続して行っていくことが強く求められています。

その施設の管理運営にあたっての基本的な考え方は、次のとおりです。

#### （1）県民に長く愛される「成長する建物」の実現

複合施設が長く県民に愛され、利用されるためには、利用者ニーズの変化に柔軟に対応し、時代の変化とともに「成長する建物」であることが求められています。

そのためには、指定管理者が施設全体を総合的に企画・管理・活用する柔軟な考え方に基づいた管理運営のシステムづくりを導入していきます。

#### **(2) 県民参加を基本とした施設運営**

時代とともに変化する利用者のニーズに対応するため、定期的な利用者アンケート等による意見収集の方策や、施設の運営についてNPO法人・ボランティア団体の参画等、県民参加型の施設運営を目指しています。

#### **(3) 時代の変化や利用者のニーズに対応した施設のリニューアル**

時代の変化や利用者のニーズに対応するためには、定期的に事業内容を見直し、施設をリニューアルしていくことが必要であり、場合によっては、各施設の規模の見直しや入替など思い切った取組を検討しています。

#### **(4) 利用者に配慮した開館日や開館時間**

複合施設の利用者には、社会人も多く想定されることから、利用者の利用時間に配慮し、開館時間の延長や休日の開館について、各施設や隣接する盛岡地域交流センター(マリオス)との調整を図りながら、施設全体の管理を行っています。

#### **(5) 施設維持管理コストの節減など合理的な施設運営**

一層厳しい行財政環境の下、良質な県民サービスを提供しながら、維持管理コストの節減、事務事業の見直し・効率化など合理的な施設運営を目指しています。

#### **(6) 県内全域への行政サービスの提供**

複合施設に入居する各施設が行う行政サービスについて、施設の所在地に関係なく県内全域に各種の情報提供を行うなど、地域間の格差をなくし、県民の施設として行政サービスを提供しています。

## ■ 第2章 施設の概要

### 1 建物の概要

- (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号（マリオス向かい）
- (2) 位置図



- (3) 交通アクセス JR盛岡駅から徒歩4分 東北自動車道盛岡ICから車で8分
- (4) 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>
- (5) 建築面積 7,855 m<sup>2</sup>
- (6) 延床面積 45,875 m<sup>2</sup>
- (7) 階数 地下1階、地上9階
- (8) 建物高さ 最高部高さ 47.4m
- (9) 構造 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
- (10) 工期 平成15年3月1日～平成17年9月30日（31ヶ月）
- (11) 総事業費 約245億円（建設費及び用地取得費（17億円）等の総事業費）
- (12) 開館時期 平成18年4月1日（土）（一部施設は5月8日（月））  
（詳細は「第4章施設の管理」「1各入居施設の開館時期等」（P21）を参照願います。）

## (13) 各入居施設の面積等

階	施設の名 称 〔県所管部室課名〕	延床面積	移 転・ 新設の別	移転前の施設名(面 積)・所在地
1	盛岡運転免許センター 〔警察本部交通部運転免許課〕	2,328 m <sup>2</sup>	一部移転	自動車運転免許試験場 (5,458 m <sup>2</sup> ) 盛岡市玉山区下田字仲平 183
2	岩手県パスポートセンター 〔ふるさと振興部国際室〕	342 m <sup>2</sup>	移転	盛岡市内丸 10-1 (県庁 1 階旅券室 110 m <sup>2</sup> )
3	ファブテラスいわて 〔商工労働観光部ものづくり自動車産 業振興室〕	51 m <sup>2</sup>	新築	
1 ～ 4	岩手県立図書館 〔教育委員会事務局生涯学習文化財課〕	10,590 m <sup>2</sup>	移転	岩手県立図書館 (3,659 m <sup>2</sup> ) 盛岡市内丸 1-50
4	岩手県立視聴覚障がい者情報センター 〔保健福祉部障がい保健福祉課〕	1,318 m <sup>2</sup>	視覚⇒移転 聴覚⇒新設	岩手県立点字図書館 (1,044 m <sup>2</sup> ) 盛岡市北山 1-11-25
	県民プラザ 〔環境生活部若者女性協働推進室〕	1,061 m <sup>2</sup>	新設	
5	県民活動交流センター	1,357 m <sup>2</sup>		
	国際交流センター 〔ふるさと振興部国際室〕	995 m <sup>2</sup>	移転	岩手県立国際交流プラザ (1,317 m <sup>2</sup> ) 盛岡市大沢川原 2-4-20
	環境学習交流センター 〔環境生活部環境生活企画室〕	362 m <sup>2</sup>	新設	
	ギャラリーアイーナ 〔環境生活部若者女性協働推進室〕	535 m <sup>2</sup>	新設	
6	県民活動交流センター	3,274 m <sup>2</sup>		
	NPO活動交流センター 〔環境生活部若者女性協働推進室〕		移転	NPOサポートルーム 盛岡市内丸 11-2 (岩手県公会堂内 37 m <sup>2</sup> )
	青少年活動交流センター 〔 〃 〕		新設	
	男女共同参画センター 〔 〃 〕		新設	
	高齢者活動交流プラザ 〔保健福祉部長寿社会課〕		新設	
	子育てサポートセンター 〔保健福祉部子ども子育て支援室〕		新設	
7	岩手県立大学アイーナキャンパス 〔公立大学法人岩手県立大学〕	850 m <sup>2</sup>	新設	
7 8	ホール 〔環境生活部若者女性協働推進室〕	2,489 m <sup>2</sup>	新設	
7 8	会議室・研修室 〔 〃 〕	2,400 m <sup>2</sup>	新設	
1・4	テナント(飲食店等) 〔 〃 〕	638 m <sup>2</sup>	新設	
1～ 9	管理施設、共用部(ロビー、廊下等) 〔 〃 〕	18,255 m <sup>2</sup>	新設	
計		45,875 m <sup>2</sup>		

(注) 6階県民活動交流センターの構成施設ごとの面積については、共有スペースがあるため算出  
していません。



## 2 施設の名称及びシンボルマーク等

### (1) 施設全体の名称

西口複合施設は、県民の皆さんの様々な分野において、社会参画や交流連携を推進する多機能型施設ですが、常に新しいニーズに対応しながら県民とともに成長していく施設としてふさわしく、また、県民・利用者の皆さんから永く親しまれ、わかりやすく、覚え易い名称について、一般公募したところ、全国から3,063点の応募がありました。

名称の選考については、外部委員で構成する「盛岡駅西口複合施設管理運営計画検討委員会」において、一次審査及び二次審査を経て複数案を選考し、最終的に岩手県が下記のとおり決定しました。

なお、正式名称の決定は、平成17年6月議会に公の施設設置条例案を提案し、可決され、正式決定となりました。

#### ① 正称

##### いわて県民情報交流センター

応募者 横田 茂さん(18歳) 岩手県盛岡市

説明 『インフォメーションやインターナショナルといった情報発信する場で県民が交流する施設になってほしい。』

#### ② 愛称

##### アイーナ

応募者 藤野 英三さん(67歳) 岩手県一関市

説明 『誰もがこの建物を見た瞬間「あぁいいな～」素敵だなと感ずる。集い、生き生きと活動するさまが浮かび上がる。いつでも雰囲気はアイーナと実感するでしょう。』

#### ※ 参考

ア 募集期間 平成16年9月1日～9月30日(1ヶ月間)

イ 応募者数 1,335人

ウ 県内外別応募点数 (単位:点、%)

区分	県内	県外	合計
件数	1,411	1,652	3,063
割合	46.1	53.9	100

※ 全国47都道府県から応募あり

#### エ 選考過程

##### ・一次審査

平成16年10月中旬から下旬にかけて、盛岡駅西口複合施設管理運営計画委員会の委員による一次審査を行い、88点の作品を選考しました。

##### ・二次審査

平成16年11月18日に開催した上記委員会において、一次審査88点の中から正称及び愛称について、それぞれ次の5点ずつ選考しました。

##### 【正称】

- ・ いわて県民情報交流センター
- ・ いわて県民交流プラザ
- ・ 銀河系いわて県民総合プラザ
- ・ 岩手県銀河交流プラザ
- ・ いわて県民活動館
- ・ 最終審査

##### 【愛称】

- ・ アイーナ
- ・ キュリオス
- ・ サンサーレ
- ・ へれんせ
- ・ ポラーノ

県において、最優秀賞について、上記5点ずつの中から【正称】「いわて県民情報交流センター」(一部補作)、【愛称】「アイーナ」を選考しました。

なお、優秀賞については、次のとおりです。

正称「いわて県民交流プラザ」 兵庫県氷上郡柏原町 村岡 孝司さん  
 愛称「へれんせ」 岩手県盛岡市 勝田 弘子さん

## (2) 施設全体のシンボルマーク、ロゴタイプ

施設全体の統一感・一体感を醸成するため、施設名称と施設整備の基本方針等に適した県民にとってわかりやすく親しみのある施設全体のシンボルマーク及びロゴタイプを次のとおり制作しました。

活用方法は、施設入口付近への表示、施設の内部誘導・案内サイン、各種印刷物等の情報媒体等に活用します。



### 【説明】

シンボルマークは愛称である「アイーナ」を基本に構成し、「人の活動を通じてコミュニケーションが広がっていく」イメージを表現したものです。

- ・ 太文字でシャープな印象の小文字フォントは力強さと柔らかさを兼ね備えています。
- ・ 「a」に岩手の自然をイメージさせる鮮やかな緑色を用いることで、応募者のコンセプトを表現するとともにシンボルマークにアイデンティティを与えています。
- ・ 「イ」を「ii」と読み換えることによって「アイーナ」が人々 (i) の交流 (i+i) する場であるとともに、情報 (information) を交換し発信していく場であることを強調します。

## (3) 各入居施設の名称

階	施設 の 名 称	備考
1	盛岡運転免許センター	一部移転
2	岩手県パスポートセンター	移転
3	ファブテラスいわて	新築
1～4	岩手県立図書館	移転
4	岩手県立視聴覚障がい者情報センター	一部移転
5 ・ 6	県民活動交流センター	
	NPO活動交流センター	移転
	国際交流センター	移転
	環境学習交流センター	新設
	青少年活動交流センター	新設
	男女共同参画センター	新設
7 ・ 6	高齢者活動交流プラザ	新設
	子育てサポートセンター	新設
7	岩手県立大学アイーナキャンパス	新設
7 他	貸出施設（県民プラザ、ギャラリーアイーナ、アイーナホール、会議室・研修室、屋外広場等）	新設

### 3 建物の主な特徴

#### (1) ユニバーサルデザインの実現

誰もが利用できるユニバーサルデザインの実現を図り、年齢や性別、身体能力などに関わりなく、すべての人にやさしい施設づくりを目指してきました。

具体的には、「人にやさしいまちづくり条例」や「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物等の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」などの基準を遵守するとともに、障がい者団体をはじめとする県内の関係団体や有識者から意見・提言を聴きながら、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計を行いました。

#### ※主な箇所のユニバーサルデザインの例

区 分		内 容 等
館 外	道路（動線）	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子同士がすれ違える十分な幅員(180 cm以上)を確保</li> <li>積雪や路面凍結等による転倒防止等のためロードヒーティングを設置</li> <li>段差のない敷地内通路</li> <li>休憩施設の設定</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用駐車場の整備(敷地内6台、敷地外10台)</li> <li>車椅子使用者用駐車場には、屋根を整備</li> </ul>
	外部出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子と人がすれ違える十分な幅員(160 cm以上)を確保</li> <li>車椅子利用者等が出入りしやすいよう自動扉、音声誘導装置を設置</li> </ul>
館 内	総合案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階エントランスホールに総合案内カウンターを設け、障がい者等への行き届いた案内体制を整備</li> <li>エントランスから総合案内カウンターまで点字ブロックによる誘導</li> </ul>
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般乗用エレベーター及び職員用エレベーターは、全て身障者対応型</li> </ul>
	各室出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が通行可能な扉を確保</li> <li>施設内外の境界に段差を設けない</li> </ul>
	廊下（屋内通路）	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子同士がすれ違える十分な幅員(180 cm以上)を確保</li> <li>通路途中に段差を設けない</li> <li>アトリウムに面した高層部の回廊（6～8階）やエスカレーターの吹き抜けに面した手摺は恐怖感を解消する高さ(180 cm以上)を確保</li> </ul>
利用スペース	アイーナホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用スペースを設置(ステージ側・増設自由)</li> </ul>
	授乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階（県立図書館）、6階（子育てサポートセンター）に設置</li> </ul>
	多機能トイレ（合計16箇所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>身障者や親子等も使いやすいトイレを各階1箇所以上設置</li> <li>人感センサー照明、小荷物棚、ハンガーフック、折たたみシート、ベビーチェア、使い勝手に対応した手摺の設置</li> <li>障がい状況に幅広く対応するためにパターン別に設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>①オストメイト対応型：1階に設置（他に3階・7階は簡易式）</li> <li>②左右麻痺両方対応型：2・5・8階の計3箇所に設置</li> <li>③標準型：各階に計12箇所</li> </ul> </li> </ul>
	一般用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大便器ブース男女各1箇所に手摺・ベビーチェアを設置</li> <li>男子トイレの小便器(全てリップ式)に各1箇所手摺を設置</li> <li>1階共用部と7階ホールトイレに、男女各1箇所の和式トイレを設置</li> <li>女子トイレに各1箇所フィッティングシートを設置</li> <li>女子トイレのほか、男性トイレにもサンタリーボックスを設置</li> </ul>
	洗面所・カウンター・水飲み場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者が利用できる高さを配慮し設置</li> </ul>
	視覚障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1階及び3階の出入口に誘導のための誘導鈴を設置</li> <li>多目的トイレ前に音声案内装置を設置</li> <li>昇降機に音声誘導機器を設置</li> <li>各階段室前に音声付誘導灯を設置</li> </ul>
聴覚障がい者支援	磁気ループアンテナシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンターを中心にマイク音声を直接補聴器で聴取できる磁気ループシステムを設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合案内カウンター 1ヶ所 ○県立図書館 6ヶ所</li> <li>○運転免許センター 3ヶ所 ○パスポートセンター 1ヶ所</li> <li>○視聴覚障がい者情報センター1ヶ所 ○県民活動交流センター1ヶ所</li> </ul> </li> </ul>
	赤外線補聴システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤外線送信エリア内で増幅音声を聴取できるシステムを設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>視聴覚障がい者情報センター：研修室</li> <li>県立図書館：ミニシアター、研修室</li> <li>7階アイーナホール（定員507人）、8階会議室804（150人×2）</li> <li>以上の他に移動式セット（会議室用）</li> </ul> </li> </ul>

※ 上記の他、視聴覚障がい者用として、一般的な緊急情報伝達設備、触知図、点字ブロック（平成20年3月一部増設）、手摺等を要所に設置しているほか、視聴覚障がい者情報センターの各部屋には避難確認用スライドドアプレートを設置しています。

## (2) 環境への配慮・トータルコストの削減

複合施設は、風、光、地熱、井戸といった自然エネルギーを最大限に利用することで、ライフサイクルコストの約74%を占めるといわれる維持管理コストの削減を図ります。

### ① 自然エネルギー、新エネルギーの有効利用

#### ア 太陽光による発電

トップライトに組込んだ太陽光発電設備により太陽光エネルギーを利用した発電を行い、自然エネルギーの有効利用を図っています。

#### イ アトリウム形状を利用した自然換気

アトリウム内に自然発生する上昇気流を利用し、低層階から建物内に取込んだ外気をトップライトから排出します。このことにより、換気のために通常必要となるエネルギーを節減しています。

#### ウ 地熱を利用した外気負荷削減

外気を建物地下に設置したクール・ヒートトレンチを通し、夏季は外気を冷やし、冬季は外気を温めることにより、空調負荷の低減を図っています。

#### エ 地域熱供給施設からのエネルギーの受給

マリオスの地下に設置された変電所の廃熱等を利用する地域熱供給施設から冷水及び温水の供給を受けることにより、新エネルギーの活用を図っています。

#### オ 井戸水による融雪設備

冬期間でも一定の温度を保っている井戸水の熱を利用して、1階出入口及び3階屋外広場の融雪を行っています。

### ② 運用時の省エネルギー、省資源化

#### ア 外壁性能の向上（ダブルスキン、Low-e ガラス）による空調エネルギーの削減

高層部の外壁に、間隔を相当程度空けた2枚のガラスで囲うダブルスキンを採用し、外気温度が建物内部に及ぼす影響を低減させ、空調負荷の低減を図っています。

#### イ 変流量装置及び変風量装置による空調搬送電力の削減

施設の各所に設置されたセンサーの制御により、それぞれの部分に必要なだけの空調を行うことで、空調搬送電力の節減を図っています。

#### ウ 昼光センサーによる窓際照明制御による電力の削減

建物全体がガラスで覆われているため、日中は昼光を最大限利用しているほか、昼光の明るさに応じて照明の明るさを自動的に制御することにより、使用電力量の節減を図っています。

#### エ 雨水・雑用水の再利用による水資源の有効利用

雨水や手洗などで使用した雑用水をトイレの洗浄水として再利用することにより、水資源の有効利用を図っています。

### ③ 長寿命の建物を作る

ア ゆとりのある階高・設備シャフトを確保することにより、将来の更新を容易にしました。

イ 制震構造の採用（油圧式減衰装置の設置等）により、大地震時の修繕コストの低減を図りました。

ウ 貴重書架等の水損を防止するため、人体に安全な新ガス消火設備を採用しました。

## (3) アトリウムを中心とする「楽」の空間

アトリウムは、各施設を利用する県民がアクセス動線をつかみやすく、また各施設の活動

が眺められるため、施設相互の理解と多様な交流・連携の促進につながるという効果があるほか、建物内に自然光が入ることから、自然エネルギーを最大限活用でき、環境にも優しいものとなっています。

【アトリウム配置の効果】

- ① 各施設へのアクセス動線がわかりやすくなります。
- ② 各施設の活動が一望できます。
- ③ 建物内に自然光を取入れることができます。
- ④ 交流拠点施設としての賑わいを演出できます。
- ⑤ 冬でも快適に利用できる空間が確保できます。
- ⑥ 自然換気や床暖房による省エネ効果が期待できます。
- ⑦ アートワークにより楽しさを演出できます。

※アート作品一覧(10作品)

テーマ	作品形態	作品名	作家	設置場所
人	彫刻	天秘	安田 侃	3階屋外広場エントランス脇
	彫刻	もりおかわんこ	奈良美智	3階エントランス付近
	彫刻	Mind Space	平田五郎	5階ギャラリーアイーナ付近
	彫刻	風の日のスフィンクス	舟越 桂	5階ギャラリーアイーナ付近
	絵画	十字の出現2005-2	丁 乙	6階エスカレーター付近
自然	映像	ヒカリノミチ	吉田重信	3階エントランス付近
	壁画	山あるき一十二月	本田 健	3階県立図書館入口脇の壁面
	壁画	両面絵画—希望	百瀬 寿	4階視聴覚障がい者情報センター入口脇の壁面
知	彫刻	ムーブメント No2 放射線状に広がる絹雲	フロリアン・クラール	6階の天井から吊る
	彫刻	エレクトロニック・ツリー	ピオトル・コヴァルスキー	4階県民プラザ内

4 駐車場

(1) 指定駐車場(有料)

- ① 駐車場の名称 盛岡駅西口地区駐車場(市営)
- ② 駐車場の位置 盛岡市盛岡駅西通一丁目1番5号
- ③ 駐車台数

内 訳	台 数	備 考
一般利用者用	459 台	
身障者等用	10 台	屋根・融雪装置付

※この他、市営マリオス立体駐車場(294台)も利用可能

- ④ 駐車料金(盛岡市駐車場条例で定める駐車料金)

料金区分	区分の詳細	駐車料金
基本料金	7時から18時まで	100円(30分ごと)
	18時から23時まで	100円(1時間ごと)
	23時から翌7時まで	80円(1時間ごと)
上限額(最大料金)	7時から18時まで	1000円
	18時から翌7時まで	800円

※当センターの運営ではありませんので、駐車料金の割引はございません。

(2) ボランティアスタッフ専用駐車場（無料）

- ・ 指定駐車場の北側に 30 台
- ・ 当センターの運営にご協力いただける方（特定業務受託者を除く。）の専用駐車場です。
- ・ ご利用には駐車許可証が必要となります。

(3) 身障者等用駐車場（無料）

場 所	台 数	備 考
当センター1階南玄関前	6 台	屋根・融雪装置付

※ この駐車場は、ドアを全開にしなければ乗降することができない、お身体の不自由な方や歩行が困難で介添えが必要な方等のための専用駐車場です。

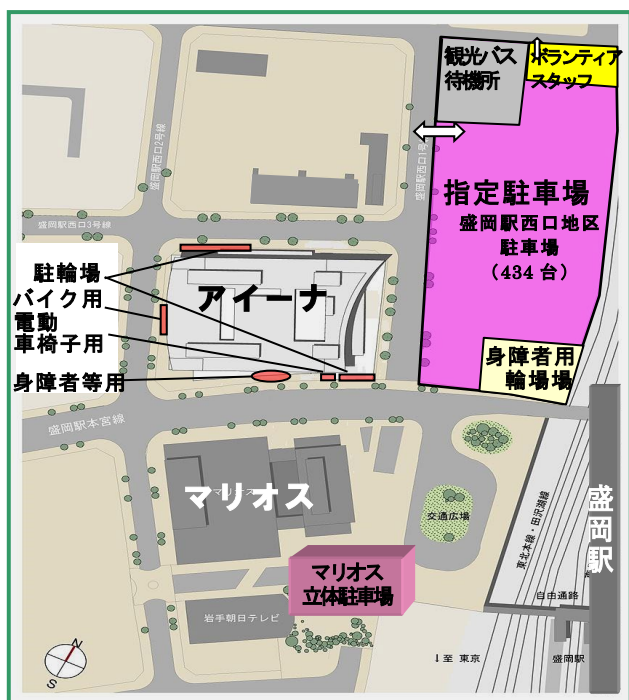
(4) その他駐車設備等（無料）

種 別	台 数
バイク用	20 台
電動車椅子用	3 台
駐輪場	185 台

(5) 公共交通機関の利用推奨

本施設が交通利便性の高い盛岡駅に隣接していることや地球温暖化防止の観点から、施設利用のための交通手段につきましては、公共交通機関の利用を推奨します。

また、イベント等の主催者に対しては、自動車排出ガス対策の推進、渋滞対策の観点からも公共交通機関を利用するよう出席者等への周知・啓発を徹底します。



## 5 各施設の主な業務概要

### (1) 施設全体（指定管理者の業務）

指定管理者が利用者の視点に立ち、快適で安心して利用できる施設の管理運営、施設利用拡大のためのPR活動、施設の賑わい、活性化のためのイベント事業企画など利用者ニーズの変化に柔軟に対応した施設運営を行います。

（主な業務）

企画運營業務、総合受付業務、広聴広報業務、入居施設との連絡調整、清掃・警備業務、建築設備保守管理業務、備品・什器等の管理業務、貸出施設（ホール、会議室等）の貸出業務（利用許可、備品管理等含む）及び出納管理、その他（事業報告書の作成、事業計画書及び収支予算書の作成、利用状況等の把握、サービス基準の設定、利用者の苦情処理、視察者の対応、防災訓練の実施等）

### (2) 各施設の主な業務内容

階	施設の名称	主な業務内容
1	盛岡運転免許センター	学科試験、更新、再交付、国外運転免許証交付、更新時講習、運転適性検査・相談、記載事項変更受理等
2	岩手県パスポートセンター	旅券発給、HPによる旅券案内・啓発、海外安全情報の提供等
3	ファブテラスいわて	ものづくりの普及（デジタル工作機器体験施設）
1～4	岩手県立図書館	図書館資料の収集・整理・保存・活用、市町村立図書館への図書貸出し等支援、関係機関団体との連携等
4	岩手県立視聴覚障がい者情報センター	点字図書・録音図書・字幕(手話)入りビデオ等の貸出し、視聴覚障がい者への情報の提供、点訳等ボランティア養成講習会開催、視聴覚障がい者に対する各種講座研修会の開催等
	県民プラザ	イベント・催事等のインターネット放送、バリアフリーな情報化社会の普及啓発、県政情報、県民生活情報の提供等
5・6	県民活動交流センター	
	NPO活動交流センター	NPO・ボランティアに関する情報収集・提供（情報誌の発行、HP等の情報受発信等）、相談、人材育成、協働推進、県民活動交流センターの運営調整業務等
	国際交流センター	国際交流に関する情報収集・提供、在住外国人のための生活相談等、NPOやボランティア団体等の活動支援、交流イベントの開催等
	環境学習交流センター	図書・ビデオ・インターネットによる環境に関する情報提供、環境講座や学習会の開催による学習支援、環境保全活動の展示や各種活動団体の交流会開催による活動・交流支援等
	青少年活動交流センター	青少年団体の事業立案・実施に係る指導等、社会参加活動の推進、地域活動事例の収集・提供、青少年の悩みや青少年活動の相談等
	男女共同参画センター	男女共同参画に関する情報紙発行等の情報収集・発信、男女共同参画フェスティバル開催、サポーター養成講座、一般相談(DVも含む)や法律、LGBT、男性相談等の専門相談、男女共同参画団体への支援等
	高齢者活動交流プラザ	高齢者団体活動や交流を支援するイベント・研修会の開催、高齢者福祉に関する情報提供
子育てサポートセンター	子育てに関する相談、情報提供（情報誌の発行、HP等の情報受発信等）、講習会の開催等	
7	岩手県立大学 アイーナキャンパス	大学院授業、公開講座、リカレント講座の開催、保健・医療・福祉相談、研究プロジェクト等

## ■ 第3章 管理運営体制

### 1 基本的な考え方

複合施設は、各分野にわたる複数の公共施設（公の施設、行政機関）、公立大学法人施設等によって構成されていることから、施設全体を通じて、質の高い行政サービスの提供、効率的な建物等の維持管理を総合的に行うための管理運営体制を確立する必要があります。

また、公共施設の管理運営に当たっては、民間と行政との協働を推し進めることによって、幅広い観点から県民の参画を実現していくことが求められています。

このようなことを踏まえて、

- ◆ 県民の高い満足度が得られる複合型施設
- ◆ 最適の管理運営が行われる公共施設

を「目指す姿」として掲げ、指定管理者制度を導入の上、最適の管理運営体制を整備しました。

### 2 施設全体の管理運営主体

#### (1) 指定管理者制度

公の施設の管理については、地方自治体の直営による管理又は公的な性格を有する団体への管理委託により行われてきましたが、平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正に伴い、民間事業者に対してもこれらの管理を委ねることができる「指定管理者制度」が創設されました。

この指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

本施設においても、県民サービスの向上を図るとともに、効率的な運用により維持管理コストを含めた経費の節減を図ることが求められており、民間事業者等の持っている経験や能力を活用し、関連する経営ノウハウを生かしながら効果的・効率的な施設管理を行うため、指定管理者制度を導入しました。

※ 指定管理者制度導入の目的

- ・ 県民サービスの向上
- ・ 県民、利用者ニーズの把握と反映
- ・ 施設全体の効率的な管理による経費節減

#### (2) 指定管理者による管理代行方式（施設の一括管理・一部個別運営）

指定管理者は施設全体を包括的に管理しますが、合理的と判断される範囲内において、公の施設の運営業務の一部（特定業務）については県から業務を委託される者が、また、行政機関等の運営については、設置主体（県、公立大学法人）が直接行うこととします。

具体的な施設全体の管理運営区分については、別表のとおりです。



別表

施設区分			業務区分		
			運營業務		維持管理業務
			特定業務※1	連携業務等	
公 の 施 設	県民活動交流センター	NPO活動交流センター	業務委託者A		指定管理者A (業務代行)
		国際交流センター	業務委託者B		
		環境学習交流センター	業務委託者C		
		青少年活動交流センター	業務委託者D		
		男女共同参画センター	業務委託者E		
		高齢者活動交流プラザ	業務委託者F		
		子育てサポートセンター	業務委託者G		
		ホール、会議室、研修室、ギャラリーアイーナ、県民プラザ、屋外広場			
	岩手県立視聴覚障がい者情報センター	業務委託者H			
	岩手県立図書館	岩手県※2	指定管理者B		
行 政 機 関 等	盛岡運転免許センター	岩手県		(業務委託)	
	岩手県パスポートセンター	岩手県			
	岩手県立大学アイーナキャンパス	公立大学法人岩手県立大学			
	ファブテラスいわて	業務委託者I			
民間施設 (テナント)			事業者		

〔特定業務〕 県施策に関する業務、専門分野に特化した業務

※1 特定業務委託者

施設名	上記	業務委託者名
NPO活動交流センター	A	いわてソーシャルパートナーシップ共同体 特定非営利活動法人いわて連携復興センター 株式会社めんこいエンタープライズ
国際交流センター	B	公益財団法人岩手県国際交流協会
環境学習交流センター	C	特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて
青少年活動交流センター	D	公益社団法人岩手県青少年育成県民会議
男女共同参画センター	E	特定非営利活動法人インクルいわて
高齢者活動交流プラザ	F	特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会
子育てサポートセンター	G	特定非営利活動法人いわて子育てネット
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	H	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
ファブテラスいわて	I	特定非営利活動法人ゴーフォワードジャパン

※2 岩手県立図書館

指針等の作成や市町村支援など県の最終判断を要する業務については、県の直接執行とし、県が行う業務以外の窓口業務やフロア管理業務等については、指定管理者が代行します。

「運營業務」と「維持管理業務」を行う指定管理者は異なる場合があります。

〔連携業務〕 施設全体に係るイベント等の企画、受付案内、PR・利用促進、定型的業務等

〔維持管理業務〕 施設の清掃、警備、保守点検、備品管理、駐車場管理業務等

### (3) 指定管理者の業務範囲（一部再掲）

#### ① 運営業務

##### ア 施設全体

- ㊦ 企画運営業務
- ㊧ 総合受付業務
- ㊨ 広聴広報業務
- ㊩ 入居施設との連絡調整 など

##### イ 入居施設

- ㊦ 各入居施設の貸出室及び備品の貸出業務
- ㊧ 施設の目的に合致する自主事業

#### ② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構施設保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 警備業務
- カ 環境測定業務
- キ 備品・什器等の管理業務
- ク 駐車場（敷地内・敷地外）管理業務 など

### (4) 事業計画

指定管理者は自らが作成する「事業計画」に基づいて、適正な管理運営をすることが義務づけられています。

その計画は、具体的な目標及び運営に当たっての基本方針を整理した上で、冒頭の「目指す姿」を着実に実現してゆくべく内容としてまとめられています。

### (5) 業務履行の点検

県は、指定管理者が業務要求水準書や事業計画等に基づく業務を確実に遂行しているか否かを点検するため、定期的に業務の実施状況についてモニタリングを行っています。

### (6) 指定期間

令和5年度現在：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

### (7) 指定管理者

ア “結（ゆい）グループ”（企業構成は下記のとおりです。）

会社名	所在地	主な業務内容
(株)NTTファシリティーズ	東京都港区芝浦三丁目4番1号	施設全般の管理運営に係る統括
(株)めんこいエンタープライズ	盛岡市本宮五丁目2番15号	施設全体業務、貸出・自主・備品管理業務等
鹿島建物総合管理(株)	東京都新宿区市谷本村町2番1号	建築物・設備の保守管理業務等
岩手県ビル管理事業協同組合	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス13階	清掃
(一社)岩手県ビルメンテナンス協会	盛岡市大通三丁目2番3号	警備、駐車場管理業務

#### イ 株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号

県立図書館のカウンターワーク、図書資料整理業務等

### 〔参考〕指定管理者の公募等に係る経緯

#### 【第1期】

- ・ 平成17年4月 公募実施方針の公表と意見聴取
- ・ 平成17年7月 公の施設設置条例制定
- ・ 平成17年7月～10月 募集要項の交付（公募期間）
- ・ 平成17年11月 審査委員会による選定
- ・ 平成17年12月 議会における指定管理者指定の議決
- ・ 平成18年3月 協定の締結
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者による業務代行開始

#### 【第2期】

- ・ 平成20年7月～8月 募集要項の交付（公募期間）
- ・ 平成20年10月 選定委員会による選定
- ・ 平成21年3月 議会における指定管理者指定の議決
- ・ 平成21年3月 協定の締結
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者による運営管理

#### 【震災関連措置期】

- ・ 平成23年12月 議会における指定管理者指定の議決

#### 【第3期】

- ・ 平成24年6月～8月 募集要項の交付（公募期間）
- ・ 平成24年7月～8月 募集要項の交付（図書館業務）（公募期間）
- ・ 平成24年9月 選定委員会による選定（図書館業務）
- ・ 平成24年10月 選定委員会による選定
- ・ 平成24年12月 議会における指定管理者指定の議決
- ・ 平成25年3月 協定の締結
- ・ 平成25年4月～ 指定管理者による管理運営

#### 【第4期】

- ・ 平成27年6月～8月 募集要項の交付（公募期間）
- ・ 平成27年10月 選定委員会による選定
- ・ 平成27年12月 議会における指定管理者指定の議決
- ・ 平成28年3月 協定の締結
- ・ 平成28年4月～ 指定管理者による管理運営

#### 【第5期】

- ・ 平成30年6月～8月 募集要項の交付（公募期間）
- ・ 平成30年9月 選定委員会による選定
- ・ 平成30年12月 議会における指定管理者指定の議決
- ・ 平成31年1月 協定の締結
- ・ 平成31年4月～ 指定管理者による管理運営

### 3 各入居施設の運営主体

施設全体については指定管理者が包括的に管理運営していますが、公の施設の運営業務の一部、行政機関等の運営業務については、それぞれの業務受託者（団体等）又は設置主体（岩手県、公立大学法人）が行っています。

#### （1）業務委託者（P16参照。）

業務委託者とは、各入居施設固有の業務であり、かつ指定管理者の所管業務とは別個に対応の方が合理的と考えられるものについて、県から業務委託して行う者を指します。

具体的には、専門分野の業務を扱う民間団体、公益団体やNPO法人などが該当します。

## (2) 業務範囲及び事業計画

業務受託者の場合は施設ごとに県（所管部局）が業務内容を設定し、県直営又は公立大学法人の場合には、それぞれ独自に定めています。

なお、これらの業務は、指定管理者と同様に具体的な目標及び運営に当たっての基本方針に留意してまとめられています。

## 4 施設相互の連携

本施設の複合性のメリットである専門性と一体性を十分に発揮するため、連絡組織や運営協議会組織を設置し、各施設相互と有機的な連携の強化を図りながら、利用者の利便性と満足度の向上に努めています。

## 5 管理体制の考え方

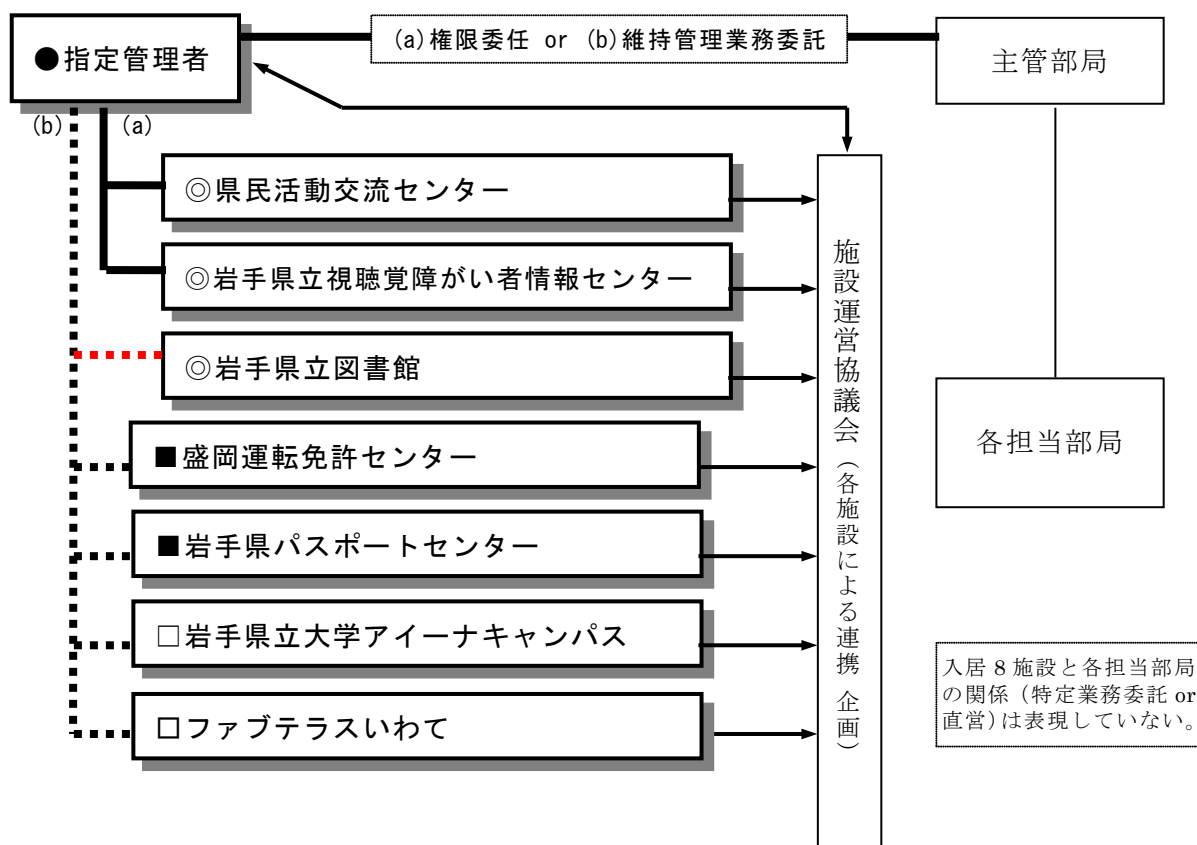
本施設全体を統轄するための最終的な指揮監督権は設置者である県（主管：環境生活部）が所管し、指定管理者は、通常、施設現場における管理権限を代行するとともに、派生する責任についても第一義的に負っています。

また、この管理権限には、前項4に掲げる入居施設間の連携や共同による対応を調整することのほか、施設全体を代表する渉外事務を行うこと等も含まれます。

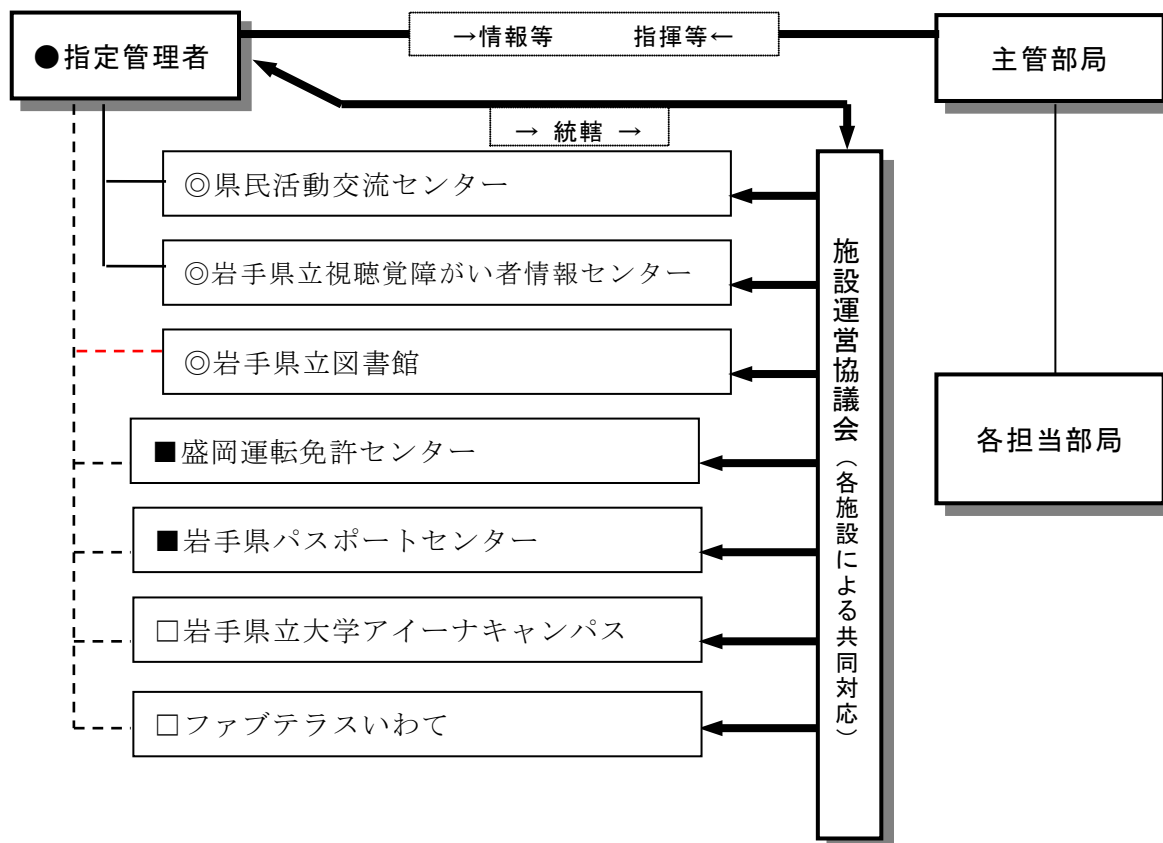
なお、災害等の緊急時における対応については、設置者である県（主管：環境生活部）の指揮等に基づきながら、指定管理者は運営協議会組織での指示・調整を通じて各施設を統轄しています。

以上の管理体制のイメージは次のとおりです。

〔図 1〕 通常時の管理運営体制



〔図 2〕 全館連携の対応を要する緊急時等の管理体制



## ■ 第4章 施設の管理

### 1 各入居施設の開館日及び開館時間

階	施設の名称	開館時期	開館日	開館時間
1	盛岡運転免許センター 【一部移転】	H18.5.8(月)	月～金、日	9:00～16:00 (日8:15～16:00)
2	岩手県パスポートセンター 【移転】	〃	月～金、日 (日は交付のみ)	9:00～18:00 (日9:00～17:00)
3	ファブテラスいわて 【新設】	H30.3.3(土)	土、日、月	10:00～18:00
1 4	岩手県立図書館 【移転】	H18.4.1(土) 一部開館 H18.5.8(月) 全面開館	毎日 (月末及び特別整理日は休)	9:00～20:00
4	岩手県立視聴覚障がい者情報センター 【一部移転】	H18.4.1(土)	〃	9:00～20:00 (部屋の貸出しは21:00まで)
5 6	県民活動交流センター			
	NPO活動交流センター 【移転】	H18.4.1(土)	毎日	9:00～21:30
	国際交流センター 【移転】	〃	〃	9:00～20:00
	環境学習交流センター 【新設】	〃	〃	9:00～18:00 (イベント開催時等まで21:00まで)
	青少年活動交流センター 【新設】	〃	〃	9:00～20:00 (火・水・金19:30、土日17:30)
	男女共同参画センター 【新設】	〃	毎日(祝日・振替休日を除く)	〃 (月・水・木18:00)、 土日12:00～16:00
	高齢者活動交流プラザ 【新設】	〃	月～金(祝日・振替休日を除く)	9:00～16:00
	子育てサポートセンター 【新設】	〃	〃 (第2、第4火曜日を 除く)	9:00～17:30
7	岩手県立大学アイーナキャンパス 【新設】	〃	月～日(祝日を含む) ※ただし、日祝日は事務所が閉鎖	9:00～21:30
7 他	貸出施設(県民プラザ、ギャラリーアイーナ、ホール、会議室等) 【新設】	〃	毎日	9:00～21:30

※ 注1 原則、通年開館です。(全館休館日は、年末年始(12/29～1/3)及び設備点検日(年2回)です。)

※ 注2 相談業務等の開館日や開館時間については、変更する場合があります。

## (1) 開館時期

建物の竣工は平成 17 年 9 月 30 日でしたが、各施設への備品整備、情報設備工事及び既存施設の引越し等開館準備に所要の日数を要したことから、施設の開館時期は平成 18 年 4 月 1 日（土）としました。

なお、次の施設の開館時期については、平成 18 年 5 月 8 日（月）としました。

階	施設名	説明
1	盛岡運転免許センター	既存施設（盛岡市玉山区）で窓口業務（免許証更新等）を行っていましたが、平日の移転作業が困難なことから、5月の大型連休を移転作業期間とし、その期間に機器類の移設を行うため、連休明けの5月8日としました。
2	岩手県パスポートセンター	旅券業務処理用機器の移設及びその接続試験等に連続した日が必要なことから、5月の大型連休を移転作業期間とし、その期間に機器類の移設を行うため、連休明けの5月8日としました。
3	岩手県立図書館 (H18.4.1(土)一部開館) (H18.5.8(月)全面開館)	既存施設からの図書資料等の移転作業及び配架作業は18年3月末に完了する予定でしたが、蔵書点検(図書資料のデータ移動登録)、追跡調査及び図書情報システムの総合テスト等に約2ヶ月間要したことから、5月8日としました。 なお、4階新聞・雑誌コーナーでの閲覧は、4月1日からとしました。

## (2) 開館日及び開館時間

盛岡駅西口地区という利便性の高い立地条件や新しい県民の交流拠点として、多くの県民の皆さんが利用しやすい開館日及び開館時間を設定しました。

### ① 開館日

原則として年末年始を除き、開館します。(通年開館)

なお、運転免許センター及びパスポートセンターについては、警察庁及び総務省とのオンラインシステムが土・祝日は、稼動しないことから休館となります。

移転施設で移転前の開館日を拡充した施設は、次のとおりです。

- ・ 岩手県パスポートセンター  
移転前の日曜日は休業日でしたが、移転後は、日曜日でも交付業務を行っています。  
なお、日曜日の申請受付業務につきましては、総務省とのオンラインシステムが稼動しないことから行っていません。
- ・ 岩手県立図書館  
移転前は毎週月曜日が休業日でしたが、移転後は毎日開業しています(月末整理日は休館)。
- ・ 岩手県立視聴覚障がい者情報センター  
移転前は毎週土曜日が休業日でしたが、移転後は毎日開業しています(月末整理日は休館)。
- ・ NPO活動交流センター  
移転前毎週土曜日・日曜日が休業日ですが、移転後は毎日開業しています。

- ・ 国際交流センター

移転前は毎週月曜日及び振替休日が休業日でしたが、移転後は毎日開業しています。

## ② 開館時間

原則として施設の管理共有部分（県民プラザ、ギャラリーアイーナ、アイーナホール、会議室・研修室等）については9：00～21：30とします。

また、各施設の開館時間については、業務内容及び職員の勤務体制等が異なることから開業・終業時間を統一することは困難な状況となっています。

なお、移転施設で移転前の開館時間を拡充した施設は次のとおりです。

- ・ 岩手県立図書館

移転前は平日9：00～19：00（土・日・祝は9：30～17：00、「わかば読書室」平日は13：00～17：00、土・日・祝は9：30～17：00）でしたが、移転後は9：00～20：00までとしています。

- ・ 岩手県立視聴覚障がい者情報センター

移転前は9：00～17：00でしたが、移転後は9：00～20：00まで（研修室、ボランティアルーム1、団体活動室、映写室の利用は、9：00～21：00まで）としています。

- ・ NPO活動交流センター

移転前は9：00～18：00でしたが、移転後は9：00～21：30までとしています。

## 2 施設・設備の貸出

複合施設内のホール、会議室等の施設及び諸室に附属する設備の利用については、県民、利用団体等誰もが公平に、そして手軽な予約方法など利用者の視点に立った使いやすい仕組みとしています。

### (1) 利用料金及び利用施設

#### ① 料金設定の基本的な考え方

地方自治法第225条に基づく使用料は、「地方公共団体が設置した公の施設を利用させた場合に、その利用という受益に対する反対給付として、その受益者から応益的に徴収するものであり、公法的性格を有する負担である。」とされています。

また、検討時である平成15年10月に策定された「岩手県行財政構造改革プログラム」(平成17年2月見直し)においては、「受益者負担の原則」に基づき、適正な利用料を徴収しなければならないとされており、施設利用に係る料金設定を検討するうえで考慮すべき点としては、以下の3点があげられました。

ア 適正な料金であること

イ 公平な料金であること

ウ 利用状況（実態）に即していること

以上の基本的な考え方を基に、下記②の施設を使用した場合には、原則として利用料金を徴収することとします。

なお、料金の算定にあたっては、行政財産使用料条例に基づき算定した額（建物の建設コスト、維持管理費等）と近隣の類似機能を有する施設の例から算定した額を比較検討しながら、平成17年6月議会に「いわて県民情報交流センター条例案」を提案し、上限額を設定しました。指定管理者はその上限額の範囲内で利用料金を定めています。



② 貸出施設一覧表（有料）

階	施設名・部屋名	部屋数	利用面積	収容人数	主な用途
3	屋外広場		786 m <sup>2</sup>	—	各種イベント、物販、展示等 (5分割使用可)
4	県民プラザ (オープンスペース)		224 m <sup>2</sup>	—	各種イベント、物販、展示等 (3分割使用可)
	県民プラザ (アイーナスタジオ)	1室	48 m <sup>2</sup>	—	各種イベント、番組撮影等
5	ギャラリーアイーナ (展示室1・2・3)	3室	240 m <sup>2</sup>	—	各種展示会(絵画、彫刻、書道、写真、手芸、人形、お花、陶芸等)
	会議室 501 (A・B)	1室	150 m <sup>2</sup>	スクール型 90名(3人掛)	各種会議、打合わせ (2分割使用可・1室45名)
6	会議室 601	1室	25 m <sup>2</sup>	テーブル型 10名(2人掛)	各種会議、打合わせ
	会議室 602	1室	62 m <sup>2</sup>	スクール型 24名(3人掛)	各種会議、打合わせ
	会議室 603	1室	17 m <sup>2</sup>	テーブル型 8名(2人掛)	各種会議、打合わせ
	会議室 604	1室	17 m <sup>2</sup>	テーブル型 8名(2人掛)	各種会議、打合わせ
	会議室 605	1室	28 m <sup>2</sup>	テーブル型 12名(3人掛)	各種会議、打合わせ
	和室 606	1室	8畳	6～12名	伝統文化・茶道教室等
	和室 607	1室	8畳	6～12名	伝統文化・茶道教室等
	和室 608	1室	6畳	6名	伝統文化・茶道教室等
	調理実習室	1室	136 m <sup>2</sup>	30名	栄養学講座、男性の料理講座、郷土料理伝承講座、食生活改善・研究実習等
	世代間交流室	1室	272 m <sup>2</sup>	—	研修、交流・活動や小規模なフォーラム、イベント、会議、交流集会、展示等用途を問わない多目的利用スペース
	スタジオ・調整室	1室	51 m <sup>2</sup>	—	演劇、バンド・コーラス交流会等
	練習スタジオ	1室	23 m <sup>2</sup>	—	同上
7	会議室 701	1室	90 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種会議・研修等
	会議室 702	1室	90 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種会議・研修等
	会議室 703	1室	90 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種会議・研修等
	ホール	1室	548 m <sup>2</sup>	507名	講演会、シンポジウム、学会、演劇、演奏会、展示会等 ※盛岡市民文化ホールの収容人員 大ホール 1,510人(固定席) 小ホール 350人(固定席)
	シャワー室 704	1室	13 m <sup>2</sup>	—	シャワー・更衣用
	シャワー室 705	1室	13 m <sup>2</sup>	—	シャワー・更衣用
	シャワー室 706	1室	13 m <sup>2</sup>	—	シャワー・更衣用
	リハーサル室	1室	74 m <sup>2</sup>	—	リハーサル
	ミーティングルーム 707	1室	32 m <sup>2</sup>	12名	打合わせ、スタッフルーム等
	ミーティングルーム 708	1室	18 m <sup>2</sup>	6名	打合わせ、スタッフルーム等
	控室 709	1室	142 m <sup>2</sup>	6名	主催者等控室
	控室 710	1室		24名	主催者等控室
	控室 711	1室		12名	主催者等控室
控室 712	1室	4名		主催者等控室	
控室 713	1室	4名		主催者等控室	

階	施設名・部屋名	部屋数	利用面積	収容人数	主な用途
8	会議室 801(特別)	1 室	105 m <sup>2</sup>	楕円形 24 名	各種会議等
	会議室 802	1 室	80 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種会議等
	会議室 803	1 室	253 m <sup>2</sup>	スクール型 150名(3人掛)	各種会議等
	会議室 804 (A・B)	1 室	434 m <sup>2</sup>	スクール型 288名(3人掛)	各種会議等 (2分割使用可・1室144名(最大150名))
	会議室 805	1 室	35 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種会議等
	会議室 806	1 室	35 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種会議等
	会議室 807	1 室	35 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種会議等
	会議室 808	1 室	35 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種会議等
	会議室 809(和室)	1 室	20 畳	18 名	各種会議等
	研修室 810	1 室	81 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種研修等
	研修室 811	1 室	81 m <sup>2</sup>	スクール型 36名(3人掛)	各種研修等
	研修室 812	1 室	253 m <sup>2</sup>	スクール型 150名(3人掛)	各種研修等
	研修室 813	1 室	40 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種研修等
	研修室 814	1 室	40 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種研修等
	研修室 815	1 室	40 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種研修等
	研修室 816	1 室	40 m <sup>2</sup>	スクール型 16名(2人掛)	各種研修等
	研修室 817	1 室	40 m <sup>2</sup>	スクール型 20名(2人掛)	各種研修等
	県民プラザ (オープンスペース)		194 m <sup>2</sup>	—	各種イベント、物販、展示等

### ③ 利用時間帯区分

利用時間の区分については、ある程度時間区分した方が準備等、利用者の利用実態に応えられることや、他の県立施設の時間帯区分とのバランス等から、下記の6区分の利用時間単位としています。

利用時間帯の区分	時間数
9:00～12:00	3 時間
13:00～17:00	4 時間
17:30～21:30	4 時間
9:00～17:00	8 時間
13:00～21:30	8 時間 30 分
9:00～21:30	12 時間 30 分

参考 県民会館及び盛岡市民文化ホール（マリオス内）は上表と同じ

#### ④ 料金設定する際の留意点

- ア 入場料を徴収する場合の扱い
- イ 土・休日、平日利用の場合の扱い
- ウ 営利等を目的としたイベントの場合の扱い
- エ 準備、練習等の場合の扱い
- オ 許可された使用時間を超える場合の扱い

#### ⑤ 連続利用期間

〔他県の施設〕

1人の者が施設を連続して利用する期間について、ホール及びその附帯する施設は7～10日間、ギャラリー・展示室は10～14日間、その他の諸室は5日間とするところが多い状況です。その他の諸室は2～3日間と短期間に設定している施設や室の区別なく連続利用期間14日間を限度としている施設もあります。

〔本県の場合〕

岩手県民会館等は利用規則に規定していませんが、申込み時点で長期使用の有無について確認しています。

本施設についても、特に制限は設けないことにしています。

#### (2) 附帯設備

上記(1)②の部屋等に整備する附帯設備（例：アイーナホール⇒舞台設備（演壇、スクリーン等））についても、それぞれ利用区分（1回の使用につき）に応じて利用料を徴収しています。

具体的な利用品目及び利用料金については、県の施行規則で上限額を定め、指定管理者がその上限額の範囲内で定めています。

#### (3) 施設内での禁止事項

施設においては、次の掲げる行為は禁止しています。

- ① 施設又は設備を汚損、損傷又は亡失すること。
- ② 指定された場所以外の場所にはり紙、はり札をし、広告を表示すること。
- ③ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ④ 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- ⑤ 所定の場所以外で飲食すること。
- ⑥ カップ麺等の汁物の持込及び飲食をすること。
- ⑦ 館内で喫煙すること。
- ⑧ 署名、勧誘等の行為や商品・ビラ等の配布を許可なく行うこと。
- ⑨ 県民プラザ、屋外広場での制限事項

この施設の設置場所は、共有の通路に位置することから建築構造的に遮音対策はなされているものの、図書館等に隣接しており、恒常的に音の出る利用については制限する場合があります。

#### (4) 利用料の還付・不還付

既納の利用料は原則還付していませんが、次のような場合にはその全部又は一部を還付する予定で、指定管理者が定めています。

〔例〕

- ① 「施設の管理上必要があると認めるとき」及び「その他公益上やむを得ない必要が生じたとき」に指定管理者が許可の取消しをしたとき
- ② 使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなかつたとき
- ③ キャンセル等の場合の料金還付  
使用申込みし許可を受けた後、やむを得ない事情により使用しなかつたとき

(5) 有料施設の利用申込み

① 利用申込時期

施設ごとの申込時期について、共用部分のアイーナホール、ギャラリーアイーナの展示室等の利用は、大規模な催事で準備等に時間を要することなどから早めに申込みを受付けています。

ア 共通事項

- ・ 施設を使用する場合は、事前に申込みが必要です。
- ・ 申込みは先着順で受付けます。なお、重複した場合は抽選とします。
- ・ 国際的・全国的な規模を有する催事の場合、予約を優先的に受付ける場合があります。

イ 施設毎の申込受付時期

施設名	申込み受付時期
屋外広場、県民プラザ、ギャラリーアイーナ、ホール、ホールに附帯する附属施設(控室等)	使用する日の属する月の24ヶ月前の初日から利用当日まで
会議室・研修室(7階・8階)	
会議室、和室、調理実習室、世代間交流室、スタジオ・調整室、練習スタジオ(5階・6階)	使用する日の属する月の6ヶ月前の初日から利用当日

ウ 施設毎の抽選申込み時期

施設名	抽選申込の期間	抽選日
屋外広場、県民プラザ、ギャラリーアイーナ、ホール、ホールに附帯する附属施設(控室等)	利用月の25ヶ月前の20日～月末 (利用日がH21年2月1日の例 申込期間H19年1月20～31日)	利用月の25ヶ月前の月末
会議室・研修室(7階・8階)		
会議室、和室、調理実習室、世代間交流室、スタジオ・調整室、練習スタジオ(5階・6階)	利用月の7ヶ月前の20日～月末	利用月の7ヶ月前の月末

② 電話等による予約方法等

施設の使用申込みについては、事前に口頭、電話、FAX等により、使用希望日を予約し、場合によっては所定の申請書に記載のうえ、指定管理者に提出します。

申請書には、使用者の押印は必要とせず、窓口へ直接提出する他、郵送、FAX等でも受付けます。

なお、複合施設情報(予約)システムは、インターネットによる申込みができます。また、年末年始を除き、土・日・祝日も受付けます。

予約方法等	正式申請	受付時間
ア 口頭(窓口)	・ 7日以内に所定申請書に記載のうえ、指定管理者に提出	9:00～21:30
イ 電話	・ 7日以内に所定申請書に記載のうえ、指定管理者に提出	9:00～21:30
ウ FAX	・ 様式が所定申請書であれば正式申請とします。	9:00～21:30
エ 施設予約システム	・ 予約の時点で正式申請とします。	24時間常時受付

(6) 利用料金の徴収時期及び方法

① 徴収時期

使用料の納入時期については、原則使用日の当日(使用する前)としています。

※参考(県民会館の例)

利用料金(駐車場に係るものは除く)は、施設及び付属の設備の使用後、2週間後までに徴収しています。

② 徴収方法

使用者が当施設の窓口（指定管理者）で現金納付するか、指定管理者が指定する口座（銀行、郵便局等）に振り込む方法としています。

### (7) 利用権の譲渡・転貸

使用者は指定管理者の承諾がなければ、施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸することはできないこととしています。

## 3 県民活動交流センター内の無料施設の貸出

県民活動交流センターは、NPO・ボランティア活動等に関する支援や交流、国際交流活動の支援や情報提供、環境学習や環境活動の支援、青少年の健全育成に関する活動支援や交流、男女共同参画推進の活動支援や情報提供、高齢者の社会的活動の支援や高齢者の交流、子育て支援などの様々な分野の県民文化活動に関する交流及び連携を図るため、県民や関係団体が情報収集・提供、相談、人材育成、相互交流などの活動ができる中核的拠点として整備しました。

県民及び関係団体等がこのセンターを活用し、各分野において様々な活動を展開できるよう施設を貸出します。

具体的な施設の貸出し基準等については、次のとおりです。

### (1) 5・6階の無料予定施設一覧

階	施設名・部屋名	申込みの 必要性	面積	収容人員	主な用途
5	国際交流センター ラウンジ・展示コーナー・ 図書資料等	×	371 m <sup>2</sup>	—	国際交流団体等の展示スペース、 交流の場、関係図書・資料等の閲覧
	ミーティングルーム	○	32 m <sup>2</sup>	18名	登録団体の打ち合わせ
	日本語教材室	○	25 m <sup>2</sup>	18名	日本語教材の閲覧・貸出、資料作成等
	ワーキングルーム	○	26 m <sup>2</sup>	12名	国際交流団体等の活動の場
	環境学習交流センター エコミュージアム	×	246 m <sup>2</sup>	—	環境情報検索・提供コーナー、環境 展示、関連図書、ビデオ等の資料閲覧等
	団体交流コーナー	×	31 m <sup>2</sup>	—	団体打合わせ、活動発表等の多目的 コーナー
6	団体活動室 1 (ABCD 室以外はフリー・ スペース)	○ (ABCD 室利用の 場合のみ)	325 m <sup>2</sup>	40名	打合わせ、団体・グループ活動 (4分割可)
	団体活動室 2	○	105 m <sup>2</sup>	40名	打合わせ、団体・グループ活動
	団体活動室 3	○	96 m <sup>2</sup>	40名	打合わせ、団体・グループ活動
	団体活動室 4 (ABC 室以外はフリー・ スペース)	○ (ABC 室 利用の場 合のみ)	162 m <sup>2</sup>	24名	打合わせ、団体・グループ活動 (3分割可)
	子育てサポートルーム	×	217 m <sup>2</sup>	—	子育て中の親の自由使用・語らいの場、 子育て関係団体の交流・活動の場
	子育てサポートルーム (子育て支援コーナー)	×	47 m <sup>2</sup>	—	端末等による情報提供、講習会・研 修会の開催、子育てに関する相談等
	プレイルーム	×	61 m <sup>2</sup>	—	子育て中の親子等の遊び場、遊びに関するお もちや等の実践展示 乳幼児の一時預かり場所 (場所の提供)
	乳幼児コーナー	×	24 m <sup>2</sup>	—	授乳スペース
	ラウンジ	×	274 m <sup>2</sup>	—	利用者・来館者のくつろぎの場、展 示販売、各種団体のイベント案内、 活動成果の展示コーナー等
	作業コーナー	○	34 m <sup>2</sup>	8名	団体・グループ活動のための印刷、 製本作業等

- ① 面積・収容人員は概数であり、今後精査のうえ変更する場合があります。
- ② 施設使用料を徴収しない場合でも光熱水費等実費相当額を徴収する場合があります。
- ※ 5階国際交流センターのうち、日本語教材室及びワーキングルームの利用については、国際交流団体・グループに限ります。

## (2) 利用申込受付時期

施設を利用する場合は、事前申込みとし、先着順としています。なお、重複した場合は抽選としています。

抽選申込の期間	受付期間	抽選日
利用月の3か月前の20日～月末	利用する日の属する月の3か月前の20日から利用末日まで	利用月の2か月前の月初

## (3) 利用申込受付者及び承認者

利用申込みの受付は、NPO活動交流センターが担当しています。利用承認についても同様とし、利用者に使用申込書の写しを交付しています。

なお、5階国際交流センター内の日本語教材室及びワーキングルームを利用する場合は、国際交流センターに申込み下さい。

## (4) 利用登録団体制

利用対象団体等は、その団体の活動目的が5階・6階の県民活動交流センターの設置目的・理念と整合している団体又は各種県民活動を行う団体等とし、営利を目的とせず、自主的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする団体としています。

なお、宗教活動、政治活動、選挙活動及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体は登録できません。

施設利用を希望する団体については、予め団体登録申請書（活動内容、構成員数、営利活動の有無等を記載）を提出させ、無料施設の管理業務を受託するNPOが登録団体として適当と認めらうえて、利用申請手続きを経て利用できます。

その登録基準については、概ね下記のとおりとしますが、これから活動を始めようとする団体等が利用できるよう柔軟に対応しています。

- ① 責任者、会則が定められているなど組織体制（5人以上の構成員で構成員名簿があること。）が明確であること。
- ② 原則として活動実績が概ね1年以上あること。又は、将来にわたって活動が継続して行われるものと認められること。
- ③ 定期的に活動を行っていること。
- ④ 主として岩手県内で活動していること。

## (5) 予約方法及び受付時間

申込方法	受付時間
〔電話の場合〕 電話で仮予約の上、所定の申込書をNPO活動交流センターに提出願います。	9:00～21:30
〔FAXの場合〕 所定の申込書をFAXでNPO活動交流センターに送付願います。	-

## (6) 利用日及び利用時間帯

### ① 利用日

年末年始（12/29～1/3）、設備の保守点検を除く毎日

### ② 利用時間

9：00～21：30

### ③ 利用時間帯

無料施設については、特に制限を設定せず、1時間単位の利用時間帯としています。

※参考 有料施設の利用時間帯区分

9：00～12：00、13：00～17：00、17：30～21：30、9：00～17：00、

13：00～21：30、9：00～21：30の6区分

## (7) 連続利用期間

他県施設では1人の者が施設を連続して利用する期間については、7～10日間、10～14日間、5日間などとしているところが多いですが、本県県立施設では制限を設けていません。

複合施設の有料施設については、1者の連続利用期間を制限していませんが、無料施設については、利用団体が多く見込まれることから、独占使用による弊害を回避するために連続利用期間を3日間（ただし、部屋が空いている場合はこの限りではありません。）としています。

## (8) 利用できる部屋数

原則として同一日、同一時間に利用できる部屋の数は、1団体あたり2部屋以内としています。

## (9) 附帯設備

無料施設に附帯する設備、備品（机、椅子）についても、利用は無料としています。

## (10) 有料となるもの

① コピー機2台（5階1台、6階1台）

② リソグラフ1台（6階。用紙は用意（有料）していますが、利用者が用紙を持込むことも可能です。）

③ 登録団体用ロッカー99口（関係団体業務連絡用）

## (11) 禁止事項

① 営利を目的とした物品販売やイベントを開催すること。

② 政治活動をする事。

③ 宗教・思想活動をする事。

④ 人権やプライバシーを侵害するおそれのある活動をする事。

⑤ 他人に迷惑や不快感を与える行為をする事。

⑥ 使用ルールを遵守しない等、県民活動交流センターの管理業務を受託する団体が不適当と認めた場合は、以後の使用を認めない場合もあること。

## (12) 施設内での飲食

① 飲酒は禁止します。

② カップ麺等の汁物の持込及び飲食は禁止します。（再掲）

③ 5階6階の各部屋・スペースでの上記①及び②の禁止行為以外の飲食は可能ですが、ゴミ等は必ず持ち帰って下さい。

#### 4 利用者のための利便施設・設備

複合施設に来館する利用者及び施設職員のためのサービス（利便）設備として、次のような店舗、設備などを設置しています。

##### (1) 飲食店、コンビニエンスストア

フロアごとの店舗は下表のとおりであり、選定につきましては、外部委員等で構成する選定委員会において審査しています。

階	店舗区分	出店事業者名	備考（類型区分）
1	店舗A（マンション側）	(株)松屋フーズ	飲食店（丼類）
〃	店舗B（中央）	(有)ダン・ピーエスシー	飲食店（ラーメン）
〃	店舗C（マリオス側）	(株)ファミリーマート	コンビニエンスストア
4	店舗E	NPO法人フラット寺町	軽食・喫茶店

##### (2) 公衆電話

携帯電話の普及に伴いカード式公衆電話機が減少していますが、緊急時の連絡手段確保など施設利用者の利便性を図るため、次のとおり設置しています。

階	設置場所	カード式
1	エントランスロビー付近	1台
3	図書館お話し室付近	1台
	計	2台

##### (3) 清涼飲料水用自動販売機

子どもから高齢者や車椅子利用者等、誰もが気軽に利用でき、幅広い年齢層に対応できる商品を提供しています。

清涼飲料水用7台（3階1台、6階2台、7階1台、8階3台）

##### (4) 県収入証紙・収入印紙の販売及び写真撮影機の設置

自動車運転免許の申請に必要な県収入証紙については、1階運転免許センター内（(社)岩手県交通安全協会）で、パスポートの申請に必要な県収入証紙及び収入印紙の販売については、1階コンビニエンスストアで販売しています。

また、写真撮影についても、1階運転免許センター内及び2階パスポートセンター付近に自動写真撮影機を設置しています。



※利便施設・設備一覧表

階	民間施設	自動販売機	多機能トイレ	公衆電話	休憩催事スペース	その他
1	※飲食店2店 ※コンビニ		○マリオス側 (オストメイト) ○免許センター内	※カード式		※写真撮影機 ○ブックポスト ○コインロッカー
2			○マリオス側 ○図書館内			※写真撮影機
3		※マリオス側 (1台)	○マリオス側 ○図書館内	※カード式	※屋外広場	○コインロッカー (マリオス側) ○ブックポスト ○授乳室 (図書館内)
4	※軽食喫茶店 (障がい者団体)		○マリオス側 ○図書館内		○県民プラザ ※県民プラザ	
5			○マンション側			
6		※ラウンジ (2台)	○マンション側		○ラウンジ	○授乳ブース ○乳幼児コーナー ○更衣室
7		※マリオス側 (1台)	○マリオス側1 ○マリオス側2 ○マンション側		※ホールホワイエ	○コインロッカー (マリオス側) ※シャワー室
8		※ラウンジ (3台)	○マリオス側 ○マンション側		※県民プラザ ○眺望ロビー	
計	4店舗	4箇所 (7台)	15箇所	2台		

(注) ※は有料施設・設備

○は無料施設・設備

## ■ 第5章 施設の運営

### 1 運営目標

複合施設を「県民に長く愛される施設」として運営していくために、

- ◆ 県民の高い満足度が得られる複合型施設
- ◆ 最適の管理運営が行われる公共施設

を「目指す姿」として位置づけ、具体的な運営目標を掲げて運営に取り組んでいます。（第3章）

さらに、その取組に当たっては、

- ◇ 利用者の視点を常に意識した対応
- ◇ 県民のニーズを的確に反映させる取組
- ◇ 施設や組織の合理的な管理

を「基本的姿勢」として掲げ、指定管理者、各施設の業務受託者等は、それぞれの運営目標の達成に向けて不断の努力と工夫を重ねています。

また、施設としての具体的な目標を掲げながら、年間又は月間等の計画的運営、適切な評価・点検に基づく運営改善に努めています。

- ・ 施設全体の目標（例）  
利用者数、ホール・会議室等の施設稼働率等
- ・ 各施設の個別業務目標（例）  
団体活動回数、相談件数等

#### （1）利用者の視点を常に意識した対応

##### ① 快適な利用環境の創出

- ア 新鮮かつタイムリーな情報を施設内外に提供、発信
- イ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくり
- ウ 的確で見やすいフロア案内及び誘導サインを整備
- エ きれいで清潔な利用空間の維持

##### ② ホスピタリティあふれる対応

- ア 可能な限りワンストップ体制に基づいた快適な案内、誘導
- イ 円滑で的確な取次ぎやアドバイス
- ウ トラブルや災害等の非常事態を想定した万全の危機管理体制構築

##### ③ 利用者の声の反映

- ア 利用者の声を随時集約し、速やかに運営の改善に役立てる体制
- イ 第三者評価委員会や運営協議会の検討等を経た、利用者の意見等の反映

#### （2）県民のニーズを的確に反映させる取組

##### ① 充実したサービスの提供

- ア 利用しやすい情報提供システムの工夫と情報内容の更新・充実
- イ 関係団体とのネットワークを生かしたよりきめ細かなサービスの提供
- ウ 気軽に仲間との交流や連携ができる活動の場所や機会の提供

エ アトリウム空間やアートワーク作品等を活用した賑わいと楽しさのある空間の提供

② 新しい公共の担い手としての県民の参画

- ア 多分野において活動する県民や団体の本施設運営への参画を誘導
- イ 県民の運営参画が段階的に発展し、かつ定着するように協働の成果を蓄積

③ 拠点施設としての機能発揮

- ア 複合施設における事業等の成果を来館しなくても利用できるシステムの整備
- イ 各分野の人材育成等を通じた、地域における県民活動の普及・強化
- ウ 各種の試験的な取組や調査分析等を行い、その検証結果や成果を地域に還元

(3) 施設や組織の合理的な管理

① 指定管理者を中心とする総合力の発揮

- ア 横断的な協同事業やサービス向上運動等の取組を企画、統括する機能を確立
- イ 各施設が個々の役割を果たしつつ全体が一体感を伴って運営に携わる風土の創出

② 情報公開の推進

- ア 施設の運営方針等の意思決定過程、事業・業務の実施状況等の積極的な情報公開
- イ 運営方針等の検討や意思決定に、県民等が参画する体制の確立

③ 信頼度の高い管理体制

- ア 常に、維持管理コストの節減が意識され、適正な費用対効果が得られる施設管理
- イ 緊急事態等が発生した場合にも、迅速で的確な対応が図られる体制の整備

2 情報システムの活用

県民生活に関する身近な情報から、複合施設で展開される様々な活動・交流に関する情報まで、県民が知りたいと思うニーズを的確に捉え、新鮮な情報をわかりやすく提供するとともに、県民が地域や世代、時間を超え常に自由に意見を交わす機会を提供します。

また、館内の映像表示システムを活用して来館者に対する各種利用案内及び誘導案内を行い、人にやさしく使いやすい施設運営を目指します。

(1) 機能構成

複合施設を直接利用する者、距離が離れていて直接利用できない者、施設の運営に携わる者、それぞれが求める情報サービスのあり方を踏まえた情報通信技術の活用を図ります。

県民利用支援	生活や生涯学習に関する情報を施設外に広く提供する仕組
来館者利用支援	体の不自由な方や子供からお年寄りまで、すべての人にやさしい情報提供の仕組
管理運営支援	各入居施設を有機的に結び、複合施設としての特性を発揮させる仕組

## (2) サービス機能

機能区分	提供機能	サービス項目	概要
県民利用支援	広報型サービス機能	施設の情報提供サービス	ホームページ等により、施設の構造や立地といった基本的な情報からお知らせ、イベント案内、休館日、利用案内など県民ニーズの高い各種情報を提供しています。
		映像提供サービス	イベントや社会活動等の映像をインターネットに配信し、県民のふれあいの輪を広げ、県民活動の活発化を促進しています。
	応対型サービス機能	情報検索サービス	インターネット及び携帯端末から施設内に配備された書籍及び資料等を検索するための機能を提供しています。
		予約受付サービス	施設内の会議室、研修室、ホール等の利用申込みの利便性を高めるため、インターネット経由の利用申込みを行っています。
	交流型サービス機能	県民活動支援サービス	電子掲示板機能、インターネット相談機能、メーリングリスト機能を提供し、県民が気軽に相談や情報交換ができる機会を提供するとともに、県民相互の交流を支援しています。
来館者利用支援	情報案内機能	情報案内サービス	① 人にやさしく、利用しやすい施設とするため、音声情報や文字情報、地図情報を相互連携させ、目的地誘導、各種案内を行っています。 ② 会議室・研修室等に公衆無線LANのアクセスポイントを設置し、情報収集の利便性を高めています。
	緊急時対策機能		緊急時に、誰もが状況を即座に理解し、速やかに避難できるようにするため、各フロア等のディスプレイや館内放送に対して、避難場所や避難経路等の緊急情報を表示しています。
	交流型サービス機能	県民活動支援サービス	① オンライン会議に対応できるよう、ビデオ会議アプリに対応したWi-Fi環境を有料貸出施設向けに提供しています。 ② 大規模なオンライン催事にも対応可能な安定した通信環境を提供するため、有線LAN(有料)を提供しています。
管理運営支援	情報共有機能	情報共有サービス	館内LAN及びグループウェアの活用により、効率的な管理運営を図るとともに、入居施設間の情報共有化を推進し、相互連携を強化しています。

## (3) 会員登録制度

本施設で提供するサービスをよりスムーズにご利用いただくため、会員登録(利用者登録)制度を設けています。会員登録すると、次のようなサービスが受けられます。

### ■ インターネットからの施設予約サービス

- ・ インターネットに接続されたご自宅のパソコンや携帯端末から、アイーナにある貸出施設や団体活動室の空き状況照会や予約などができるシステムです。
- ・ 空き状況の照会などはどなたでもご利用できますが、予約、抽選申込を行うためには会員登録が必要です。

## ■ アイスポット利用サービス

- ・ アイーナの貸出施設や団体活動室の利用につき、無線LANによるインターネット接続サービス（以下「アイスポット」という。）を受けることができます。
- ・ グループ活動、団体活動、ワークショップなどにご利用いただけます。

## ■ 資料検索・貸出サービス

- ・ アイーナ（県立図書館を除く）に配備された資料・図書等の検索や貸出サービスを受けることができます。
- ・ 検索はどなたでも利用できますが、貸出サービスを受けるためには会員登録が必要です。

### ① 会員登録の方法

- ア 会員登録できるのは、岩手県内にお住まいか、岩手県内に通勤、通学されている方又は岩手県内で活動を行っている団体の構成員に限ります。
- イ「会員登録申込書」に必要事項を記入し、運転免許証、健康保険証、学生証など本人確認のできるものを提示して、3階総合案内カウンターへお申込みください。
- ウ 県外にお住まいの方は、社員証、学生証など岩手県内に通勤、通学されていることが確認できるものをあわせてご提示ください。

### ② 会員カードの発行

- ア 会員登録された方には、会員カード（利用者カード）を発行します。各サービスを受ける窓口にご提示ください。
- イ 会員カードは、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理してください。
- ウ 会員カードは登録者以外の使用はできません。また、他人にこれを譲渡し、又は貸与することもできません。
- エ 会員カードを紛失した場合は速やかに管理者に連絡し、その指示に従ってください。
- オ 会員カードを利用しなくなった場合は、速やかに管理者に返却してください。

## （４）情報セキュリティ管理

情報通信技術を活用した情報提供や情報共有は、高い利便性や効率性をもたらしますが、一方において、県民の個人情報や行政運営上重要な情報などが、外部に漏洩した場合には重大な問題を生ずる危険性も含んでいます。

このため、情報システムや情報資産の適正かつ効率的な管理運用を行うため、岩手県情報セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティ管理要領を別途策定し、信頼性の高いシステム運営を目指しています。

## 3 利用者のためのサポート体制（施設案内）

本施設は複合型施設であり、各施設の業務内容が広範多岐にわたることなどから、来館者に対して、各階の施設配置、業務内容等をわかりやすく案内することが必要です。

来館者に対する施設案内方法としては、3階の総合案内カウンターにスタッフを配置し、各施設配置、施設の業務内容、開館日・開館時間などのほか、各施設で行われる催事案内等施設全体についての総合的な案内業務を行っています。

また、関係フロアにも施設案内表示板や配置図を設置しているほか、別途整備する情報システムにより各施設の会議案内、催事案内等を電光掲示板で表示しています。

なお、視聴覚障がい者、外国人等が来館した場合の対応については、視聴覚障がい者情報センターや国際交流センター等と連携して対応しています。

## 4 広聴広報

### (1) 広聴計画

#### ① 基本的な考え方

複合施設は、「成長する建物」を目指しており、県民ニーズに対応して、施設が変化・発展し続けなければなりません。そのために、常に利用者の声を収集・分析し、これを施設運営に反映させるための体制を構築しています。

また、利用者の意見は、早急に対応すべきものと今後の運営計画に反映すべきものがあることから、これらを適切に分類した上での確な対応をしています。

#### ② 収集方法

利用者意見を収集する方法は、インターネットでのメールや掲示板などのように恒常的に実施するものと、インタビューやアンケートなど定期的実施するものとを併用しています。

また、アンケートについては、「ご意見箱」のように恒常的に実施することも考えられますが、継続して効果が上がるように工夫しています。

#### ③ 反映方法

利用者の意見には、早急に対応すべきものと、実現の可能性等を分析した上で、今後の管理運営に反映すべきかどうかを判断しています。

##### ア 早急に反映すべきもの

利用者から寄せられた苦情やイベント開催などの問合せについては、早急に対処する必要があります。この場合、利用者の意見を受取った担当者の適切な判断と、管理運営主体や関係者への早急な連絡調整が重要であり、内容に応じて処理時間（日数）の基準を設定して対応しています。

##### イ 管理運営に反映させるためのシステム構築

聴取した意見等を体系的に分類するとともに、できるだけ多面的な関連情報に基づいて当該内容の是非等を総合的に判断しています。

その上で、施設運営協議会での意見交換や第三者評価組織での検討などを参考にして、以後の管理運営に反映させることの適否を決めていくシステムを確立しています。

また、これらの一連の過程を定期的に対外公表するように努めています。

#### ④ 広聴業務の管理者

広聴業務は、原則として指定管理者が実施体制を整え、具体的業務を管理していますが、本施設の運営について総合的な企画調整を担当する施設運営協議会が適宜関与し、一定の調整機能を果たしています。

## (2) 広報計画

### ① 基本的な考え方

複合施設をより多くの県民に利用してもらうためには、効果的な広報活動が重要になります。特に、この施設に何があるのか、何ができるのかを周知し、県民の来訪を誘導するためには、イベントや様々な普及啓発活動によって、常に情報発信することが必要です。

広報活動については、指定管理者のみならず、各入居施設、県など全ての関係者が積極的に取り組んでいます。

### ② 施設の周知・宣伝・利用促進のための発信

#### ア インターネットホームページの作成

近年のIT化の進展により、生活の様々な場面において、ホームページからの情報は重要な意味を持っています。ホームページの内容が充実していることは、アクセス回数が増えるとともに、施設の利用者の増加にもつながります。

作成に当たっては次のことを留意点としています。

- ・当施設を総合的に紹介するためのわかりやすいレイアウトとページ構成
- ・イベント開催情報の充実
- ・貸出システムとの連携
- ・広報誌、ニュースレター、イベントチラシなど他の伝達手段との整合
- ・利用者からの意見収集手段の準備
- ・適正な頻度の設定に基づく定期的更新
- ・関係機関等のリンクを積極的に行うなどの工夫

#### イ 広報誌、ニュースレター・メールマガジン等の発行

広報誌やニュースレター・メールマガジン等を定期的に発行することも、情報発信の手段として重要になることから、読んで、見て、楽しい構成・内容、お役立ち情報などを盛り込むことに努めています。

### ③ 広報対象・分野

複合施設の広報対象は県民が中心となることから、地元新聞社、ラジオ・テレビ局を媒体として施設PRや情報提供を行うとともに、県内の市町村に対する情報提供のほか、コンベンション誘致に向けて全国的に情報発信することに努めています。

- ・地元新聞社、ラジオ・テレビ局への宣伝
- ・県内の情報誌やタウン誌との連携
- ・県庁各室課、市町村、各種団体等との連携

## 5 行催事の企画

施設全体の賑わいを創出するため、四季にちなんだイベントや各入居施設が相互に連携する事業を開催することについて、指定管理者や各入居施設間で協議を行い、企画立案に取り組んでいます。

### (1) 四季にちなんだキーワード(例)

春(3月～5月) ひな人形、梅、桜、入学式、五月人形、鯉のぼり

夏(6月～8月) 梅雨、あやめ、七夕、夏祭り、花火

秋(9月～11月) 秋祭り、紅葉、農業祭り

冬(12月～2月) クリスマスツリー、イルミネーション、正月、雪祭り

## (2) 各入居施設間で相互連携が想定される事業(例)

### ① 県立大学公開講座を軸とした実務的な県民学習支援

[対象施設]

岩手県立大学アイーナキャンパスとその他の施設

[具体的例]

- ・ 高齢者活動交流プラザとの連携による保健医療や社会福祉分野の相談と現場のサポート
- ・ 県立図書館との連携による学術振興イベントなどの企画

### ② 国際交流センターとの連携による国際的な活動展開

[対象施設]

国際交流センターとその他の施設

[具体的例]

- ・ NPO活動交流センターとの連携による国際交流ボランティア活動、日本食講習会等
- ・ 子育てサポートセンターとの連携による外国人親子の支援

### ③ 家庭内問題に関する相談への包括的な対応

子育て、親子関係・世代間の悩みごとなど家庭内の問題に関する相談について、関連する施設が連携して対応します。

[対象施設]

青少年活動交流センター、男女共同参画センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポートセンター

### ④ 世代間交流イベントの開催

[対象施設]

青少年活動交流センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポートセンター

[具体的例]

- ・ 伝統芸能の伝承教室、伝統工芸・民芸品等の制作教室
- ・ 世代間育児サポート教室
- ・ 舞台劇の共同創作、芸術作品の共同展示会

### ⑤ 環境にやさしい住宅に関するイベントの開催

[対象施設]

環境学習交流センター

[具体的例]

- ・ 環境共生住宅フェア

### ⑥ ボランティアのコーディネート業務

NPO活動交流センターを中心として、ボランティアに関する情報を一元管理し、各施設の枠組みにとらわれないボランティア活動を誘導・実践します。

[対象施設]

ボランティア活動と関わりのある施設



## ■ 第6章 災害時における対応

平成23年3月11日に発災した東日本大震災津波の際には、制震構造（油圧式減衰装置の設置等）を採用したいわて県民情報交流センターでは大きな被害の発生はありませんでしたが、盛岡市全域では約1日間以上に及ぶ大規模な停電が発生し、新幹線の乗客等を含むいわゆる帰宅困難者が多数発生し、一時的な避難場所として利用されたことを踏まえ、次のとおり災害時における対応をしていきます。

### 1 東日本大震災津波発災時の対応

平成23年3月11日に発災した東日本大震災津波の際には大規模な停電により新幹線の乗客等を含むいわゆる帰宅困難者が多数発生し、いわて県民情報交流センターは一時的な避難場所として利用され、指定管理者の適切な運営により、受け入れた帰宅困難者に対する臨時避難所としての機能を果たすことができました。

帰宅困難者の受入の際には、停電によりいわて県民情報交流センター周辺の照明だけでなく暖房も運転停止したため、不安を感じた県民等が自発的にいわて県民情報交流センターに集まりましたが、避難場所でなかったことから、防災対策を担当する盛岡市においてその状況が把握されていませんでした。

また、発災直後の初期段階において、帰宅困難者に対応する物資を準備していなかったことから、十分な対応ができませんでした。

### 2 対応状況

#### (1) 避難場所としての指定（盛岡市）

避難所の種類	指定年月日
指定緊急避難場所（洪水時）	平成28年1月14日
指定避難所（外国人及び帰宅困難者）	

#### (2) 災害時備蓄品の保管

震災直後に避難者に対する支給物資が全くなく初動時の対応に苦慮したことから、盛岡市等から救援物資が支給されるまでの間、一定程度の対応ができるよう必要と思われる物資を備蓄しています。

なお、この物資については、消費期限があるものも含まれていますので、適宜、この更新を図っていきます。

#### (3) 節電の徹底

今回の震災を起因とした原子力発電施設の事故に伴う全国的な節電対策については、いわて県民情報交流センターが公共施設であることを踏まえ、他の施設に対する先導的な役割を果たすためにも、徹底的な対応を行っていきます。

特に夏季については、需要が逼迫する可能性が高いことから、利用者の理解を求めながら、冷房、エレベーター、照明などにおいて総合的に節電に取り組んでいきます。

## ■ 第7章 施設運営の評価・見直し

本施設が第5章に記載する目標の達成に向かって運営され、「目指す姿」に近づいているかどうかを評価・点検することにより、常に、利用環境が改善されていくように努めています。

その評価等の結果、問題点や隘路が確認された場合には、速やかに運営方法の適正な修正等を行い、さらに、必要な場合には、抜本的な運営の見直しも行うなど、「成長する建物」の具現化を目指していきます。

### 1 評価・点検の主体

#### (1) 第三者評価委員会

外部の有識者等からなる「いわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会」（以下「評価委員会」といいます。）を設置し、本施設が取り組む各事業等の成果について客観的な評価を行うとともに、施設運営について改善すべき方向等を提示しています。

なお、この評価は、県の政策評価の一環として行う事務事業評価（予算事業ベース）とは別個の取組として位置づけ、本施設全体の横断的（総合的）評価又は利用者の視点に基づく検証作業としています。

#### (2) 運営協議会

各施設による運営協議会を設置の上、利用者意識調査等の結果や第三者評価の結果等に基づき、複眼的に運営方法について点検と見直しを行い、利用者の立場に立った新しいニーズ等の掘り起こしに努めています。

その結果を受けて、各施設代表、指定管理者及び県は、管理運営方法の修正や予算措置等、具体の対応について検討しています。

〔協議会構成〕

- ① 指定管理者
- ② 各施設代表（県担当部局、業務受託者等）
- ③ 岩手県（設置者）

### 2 評価・点検の対象

#### (1) 運営目標の評価

評価委員会は、第5章に考え方を記載した全体目標、個別業務目標を総合的に体系化したものを評価の対象とし、達成度の判定及び要因分析などを行っています。

#### (2) 基本的姿勢に基づく取組の点検

運営協議会は、第5章において整理した基本的姿勢である、

- ① 利用者の視点を常に意識した対応
- ② 県民のニーズを的確に反映させる取組
- ③ 施設や組織の合理的な管理

についての取組項目を主たる点検対象とし、利用者に対するサービスの改善、向上のための方策を検討します。

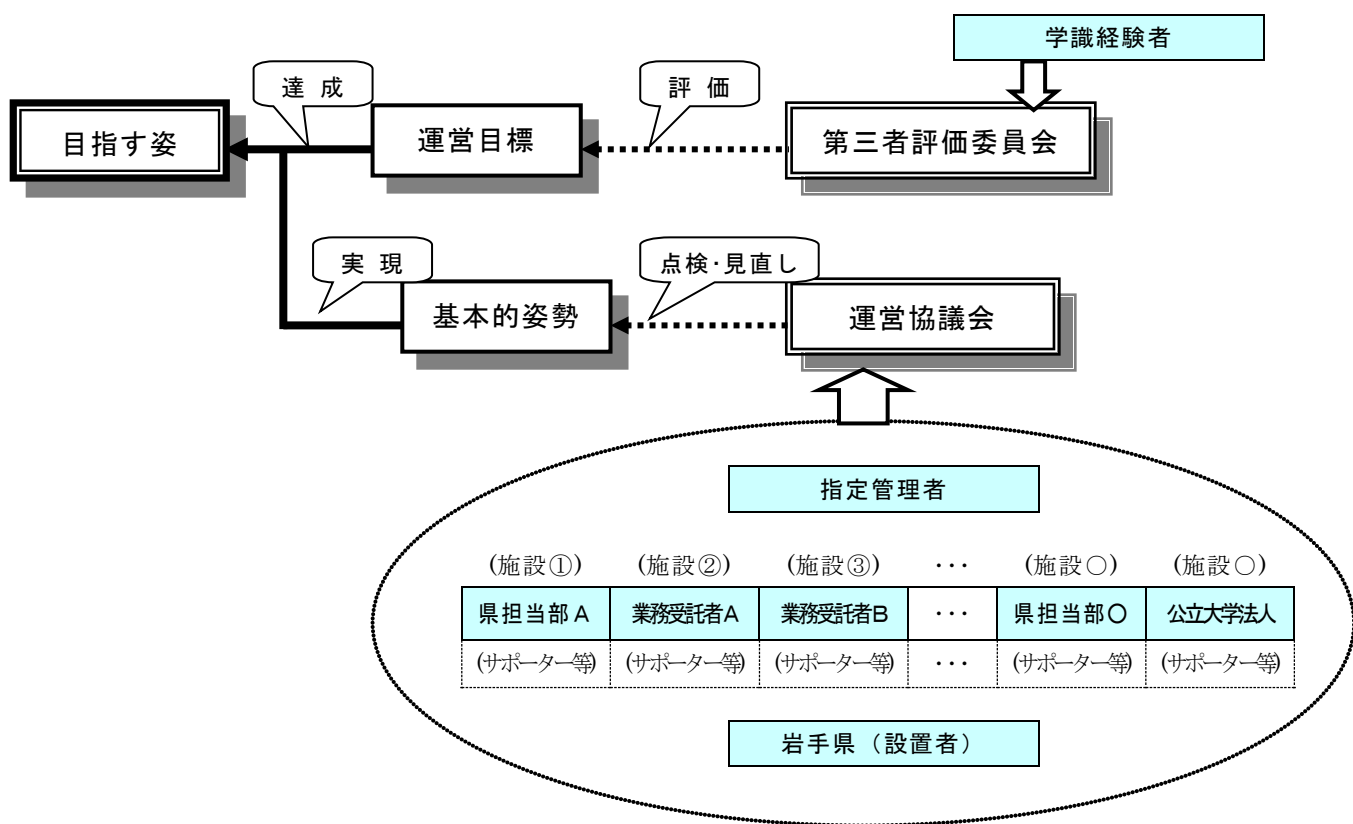
### 3 両組織の連携

外部有識者による客観的評価と運営当事者による事業改善の取組を車の両輪として位置づけ、双方の取組を円滑に連携させながら、常に、「成長する建物」を目指し、利用者の満足度の向上に努めていきます。

### 4 評価・点検結果の公表

これらの評価・点検の結果は、随時県民に対して情報提供するとともに、その作業経過も原則として公開することとします。

(イメージ図)



## ■ 第8章 資料編

### 1 開館までの経緯

#### (1) 企業局による土地の取得

平成4年3月 企業局が国鉄清算事業団と土地の売買契約を締結

#### (2) 土地活用についての所管部局の変更

平成8年6月 定例会議において、知事が「財政課題も考慮に入れて全庁的な体制で検討を行う」旨の答弁、以降、企画調整部に事務を移管

#### (3) その後の検討経過

##### ① 基本的な考え方の策定

平成8年9月 「盛岡駅西口地区県有地活用検討委員会」（委員長：企画調整部次長、委員、全部局の関係課長）を設置

平成9年3月 「盛岡駅西口地区県有地の活用に当たっての基本的な考え方」を策定

##### ② 基本構想の策定

平成9年4月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本構想策定委員会」（委員長：企画調整部長、委員：庁内の部局長及び盛岡地方振興局長）を設置

平成9年5月 街づくりの専門家、学識経験者等で構成する専門委員会を設置

平成10年3月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本構想」を策定

##### ③ 基本計画の策定

平成10年5月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画策定委員会」（委員長：企画調整部長、委員：庁内の部局長及び盛岡地方振興局長）を設置

平成11年6月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画（案）」を取りまとめ、中間発表

平成12年1月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」を策定

平成12年1月 「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」について、県民アンケート実施

##### ④ 施設設計

平成12年9月 公募型プロポーザル方式により設計者を選定、基本設計に着手

平成13年3月 基本設計完了

平成13年4月 設計VE実施

平成13年8月 設計VE結果をもとに基本設計の一部を見直し

平成14年7月 実施設計完了（防災上の基準に係る国土交通省の認定手続に不測の日数を要したため、当初予定より約2ヶ月延伸）

##### ⑤ 建設工事

平成14年9月 事業スケジュールを見直すこととし、これに伴う予算を補正

平成15年1月 建設工事に係る入札を実施

平成15年2月 建設工事の請負契約議案を2月県議会に提案し議決

平成15年2月 建設工事の請負契約・発注

平成15年3月 建設工事着工

平成 17 年 9 月 建設工事竣工（工期 31 ヶ月）  
 平成 18 年 4 月 1 日 開館（盛岡運転免許センター、パスポートセンター、県立図書館は  
 5 月 8 日開館）

## 2 各階ごとの施設配置図

別紙のとおり

## 3 盛岡駅西口複合施設管理運営計画検討委員会（平成 16 年 5 月 12 日設置）

### （1）設置目的

盛岡駅西口複合施設(仮称)が県民サービス、県民活動、県民交流・連携の総合的な拠点として機能し、県民の高い満足度が得られるよう、施設の管理運営について検討する。

### （2）所掌事務

- ① 施設の管理運営計画及び業務運営計画に関すること。
- ② 指定管理者の選定に関すること。
- ③ 施設の名称等に関すること。
- ④ 開館後の施設運営評価及び改善計画に関すること。
- ⑤ その他施設の管理運営のために必要な事項に関すること。

### （3）委員

所 属 団 体	役 職 名	氏 名
株式会社エヌ・ビー・エヌ	代表取締役	久木田 禎 一
岩手大学教育学部	附属教育実践総合センター長	新 妻 二 男
岩手県立大学総合政策学部	教授	佐 藤 利 明
岩手県立大学社会福祉学部	教授	狩 野 徹
(株) 岩手日報社編集局	学芸部長	下 田 勉
(株) 岩手めんこいテレビ	総務局長	小 原 忍
特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポート	代表理事	高 橋 敏 彦
平泉町地域婦人団体協議会	会長	寺 崎 敏 子
J R 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	企画部長	澤 田 貞 悦
(株) 盛岡地域交流センター	常務取締役	太 田 吉 昭
社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	直前会長	角 田 直 樹

### （4）任期

平成 16 年 5 月 12 日～平成 18 年 3 月 31 日

### （5）開催状況

- ① 第 1 回（H16. 6. 14）
  - ア 盛岡駅西口複合施設(仮称)の概要について
  - イ 事業の進捗状況及び今後の予定について
  - ウ 管理運営計画（案）の策定について
  - エ 盛岡駅西口複合施設(仮称)の名称募集について
- ② 第 2 回（H16. 11. 18）
  - ア 施設の名称選定について
  - イ 管理運営計画（案）について

- ・ 施設の開館時期及び各入居施設の概要について
- ・ 駐車場整備計画について
- ・ 指定管理者制度導入調査について
- ・ 情報システムについて

③ 第3回（H17. 2. 22）

管理運営計画（案）について

- ・ 施設の果たすべき役割について
- ・ 施設の概要（施設の主な特徴）について
- ・ 施設の貸出について
- ・ 利用者用設備等について
- ・ 管理運営体制の考え方について
- ・ 施設の運営について
- ・ 施設運営の評価・点検について

④ 第4回（H17. 9. 2）

ア 管理運営計画（案）に対するパブリック・コメントについて

イ ユニバーサルデザインの実現を目指した取組について

ウ 指定管理者の募集について

⑤ 第5回（H17. 10. 11）

竣工式（内覧会）

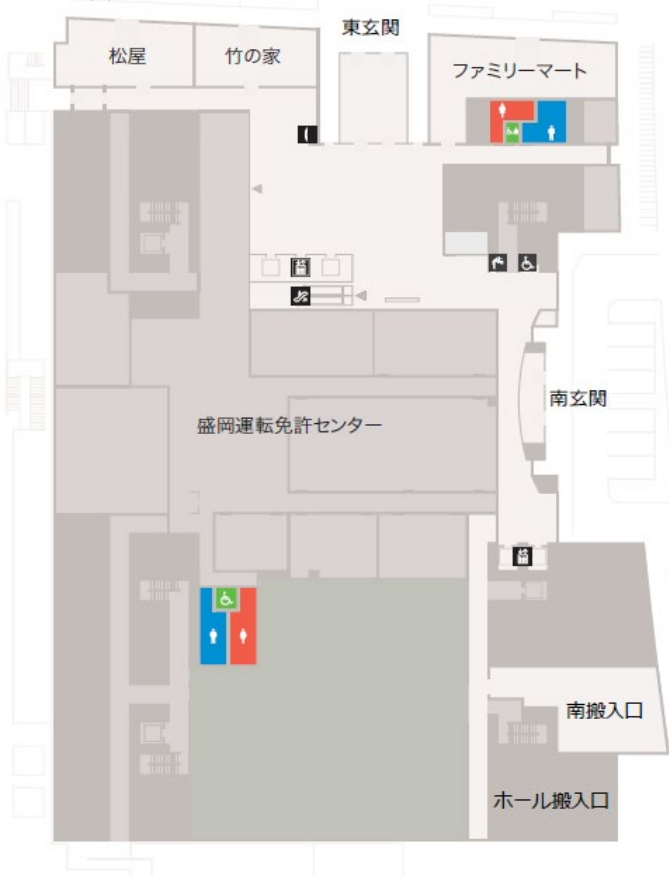
⑥ 第6回（H17. 11. 4）

指定管理者の審査結果について

⑦ 第7回（H18. 2. 10）

管理運営計画（最終案）について

1F



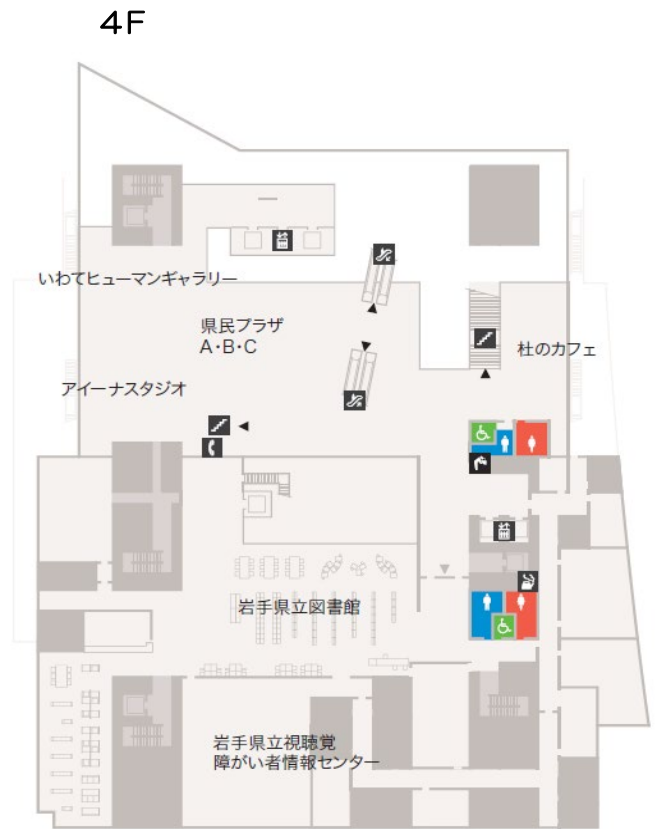
2F



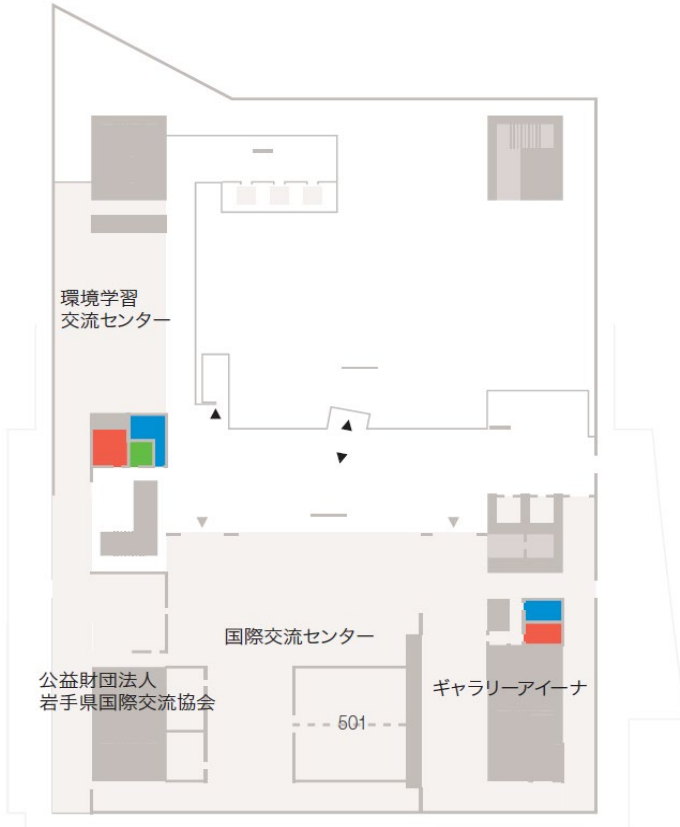
3F



4F



5F



6F



7F



8F





制定 平成 18 年 3 月  
改正 平成 20 年 7 月  
平成 20 年 10 月  
平成 24 年 1 月  
平成 27 年 4 月  
平成 30 年 4 月  
令和 5 年 5 月

## 前回(令和3年度業務)評価への対応について

### 1 前回評価の結果について

令和3年度の指定管理運営業務については、県が求める水準や事業計画に沿って実行されており、全体的に「概ね計画どおりの管理運営がなされている」という評価であった。

評価項目	評価結果		
	令和元年度 業務	令和2年度 業務	令和3年度 業務
① 快適な利用環境の創出	4	4	4
② 利用者の声の反映／県民参加型の施設運営	4	4	4
③ 入居施設間の有機的な連携	4	4	4
④ 県民への情報提供（県内全域へのサービス提供）	4	4	4
⑤ 適切な施設運営	4	4	4

※ 詳細については、参考資料「いわて県民情報交流センター（アイーナ）の指定管理業務に関する評価結果報告書（令和3年度業務）」を参照願います。

## 2 評価への対応について

評価結果を県及び指定管理者において真摯に受け止め、業務の改善に向けて取り組んでいること。また、主な取組み内容については、以下のとおり。

### 前回（令和3年度業務）の第三者評価への対応状況について

評価項目	評価結果	更に優れた管理運営に向けた助言等	対応（取組）状況
① 快適な利用環境の創出	4	<p>利用者の利便性向上に向けた取組のほか、視聴覚障がい者情報センターに避難者確認用スライドアプレートを設置するなどニーズに応じた快適な利用環境が創出されていることは評価できる。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が流行する中、出張社会科見学を実施するなど「新しい生活様式」に対応しながら概ね期待どおりの管理運営がなされているものと評価する。</p> <p>スライドアプレートについて、視聴覚障がい者情報センター以外の会議室への設置の検討や、オンライン会議等の利用形態、利用者の反応等を検証するなど、利用者のさらなる利便性の向上に努めることを期待する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防を徹底しながら、交流が創出される環境づくりに取り組まれることを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サインについては防火管理委員会や避難訓練から出てくる現場の声を丁寧に拾いながら、また利用者のご意見等を検討しながら対応していきたい。</li> <li>・Withコロナ時代に相応しいコンベンションセンターとしての価値創出を継続していきけるよう今後もニーズ把握やトレンド注視を行い利用者に対してフレンドリーなハード・ソフト環境の構築と提供を行っていきたい。</li> <li>・2022年度に開催した催事をロールモデルとし今後もWithコロナ時代の新しいイベントスタイルを模索、併せて入居施設と情報共有を行いながら交流の創出に努めていく。</li> </ul>
② 利用者の声の反映／県民参加型の施設運営	4	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、通常のイベントの実施が難しい中、新しい手法（オンラインコンテンツ、WEBミックス）を積極的に取り入れた情報発信を行ったことは評価できる。</p> <p>利用者の満足度やニーズを把握し、サービスの向上を図りながら、コロナ禍での課題を克服する工夫や努力が行われており、概ね計</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症拡大防止対策を講じて開催した参加型・展示型の催事についてはアフターコロナ時代のロールモデルと位置づけ、今年度はさらに催事開催におけるナレッジを蓄積してい</li> </ul>

評価項目	評価結果	更に優れた管理運営に向けた助言等	対応（取組）状況
		<p>画どおりの管理運営がなされているものと評価する。</p> <p>オンラインイベントと来館イベントの併用の継続のほか、コロナ禍において中止した事業や新たに取組んだ事業の効果検証など、アフターコロナを見据えた取組を期待する。</p> <p>県内の市民交流センター等の施設と協働することにより、効果的な取組の横展開につながることを期待する。</p>	<p>きたい。STAYHOMEポータルについては、コンテンツの特性を活かしリアル系催事と棲み分け、時にはリアル系催事とのミックスを行い新たな価値を創出できるよう継続、発展させていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・催事参加者のアンケートをとり5類移行後の催事の在り方及び改善の参考としていきたい。また中止となった催事の当事者と打合せを行い今後の催事の在り方について検討を進めたい。</li> <li>・アウトリーチについての検討及び連携先への提案を通じてWithコロナ時代の協働事業のスタイルを模索、確立し事業を推進したい。</li> </ul>
③ 入居施設間の有機的な連携	4	<p>「いろいろあいーな」等のイベントの開催により、「交流と連携」の理念を实践され、入居団体と指定管理者の新たな関係が築かれていることを評価する。</p> <p>今後も入居施設間の連携を密に取組を行うことを期待する。</p> <p>入居施設との連携催事であるアイーナライトアップ事業を継続していくことを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居施設のミッションを理解した上で連携をなすことでお互いの事業目標達成に寄与していきたい。また連携を持続させることにより生まれてくる付加価値を大切に事業を推進していきたい。</li> </ul>
④ 県民への情報提供（県内全域へのサ	4	<p>多様な広報媒体による県民への情報発信に積極的に取り組んだほか、Web ミックスなど創意工夫を図った広報を行い、施設の利用促進に寄与しており、概ね計画どおりの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手の幸福な未来をつくる活動をしている方々17名を紹介。</li> <li>・紹介した人物に関連</li> </ul>

評価項目	評価結果	更に優れた管理運営に向けた助言等	対応（取組）状況
サービス提供)		<p>運営がなされているものと評価する。</p> <p>「いわてヒューマンギャラリー」の運営目的を再度確認するとともに、福祉施設商品の代理販売等の催事内容を発信し、県民の交流促進に寄与することを期待する。</p> <p>性別や年齢、障がいの有無等の様々な立場に配慮するほか、アイーナの利用者以外にも目にしてもらえようような情報提供に取り組むことを期待する。</p>	<p>する展示物や福祉施設商品等を代理販売。新たにC A P I C製品の取扱いを開始。ワークショップなどの交流イベントはコロナ禍の為実施を見合わせていたが、1月に3年ぶりとなるワークショップ～「もったいない」から学ぶ。親子で裂き織り体験～を開催。</p> <p>展示内容、情報提供等についてはアフターコロナ時代に沿った交流・情報発信拠点となるようさらなる進化を遂げ、その先のステージを目指していく。</p>
⑤ 適切な施設運営	4	<p>感染症対策のほか、水害に備え訓練を実施していることを評価する。</p> <p>業務要求水準書及び修繕計画に従った維持管理が適切に行われており、快適な施設環境が維持されているものと評価する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症や災害等、あらゆる事態を想定し、県民の防災意識等が高められるような情報提供や危機管理体制の強化を継続して実践することを期待する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も評価結果を踏まえ、工夫を行いながら水準書に基づき適切な対応を行っていく。</li> <li>・1階と3階入り口付近へサーモカメラの設置と各入り口に手指消毒液を設置して感染予防対策に努めた。</li> <li>・防災意識という点でも避難訓練も含め、あらゆる事態に備え情報提供や危機管理体制の強化を継続していく。</li> </ul>